

公益社団法人全国幼児教育研究協会

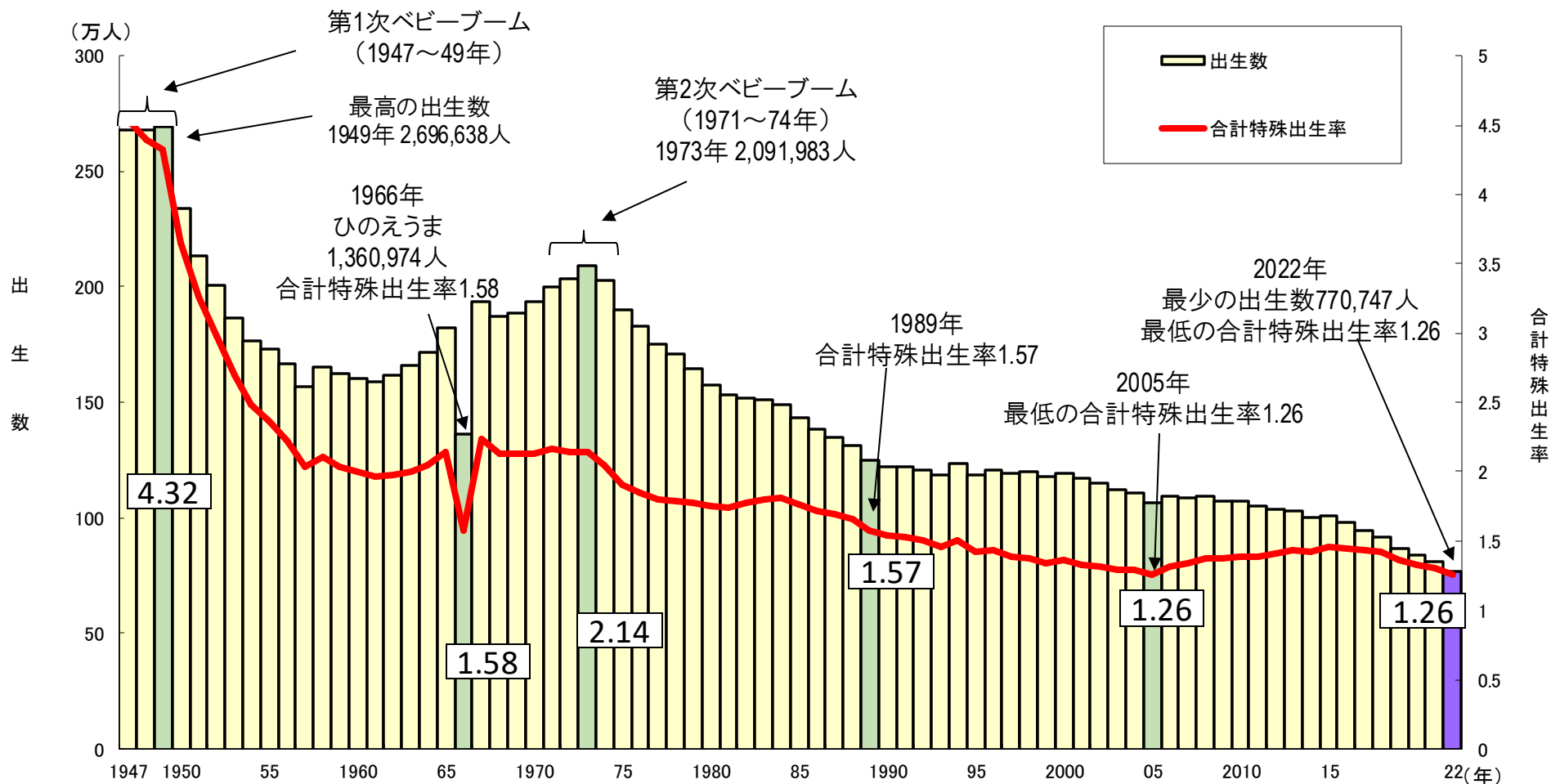
こども家庭庁 行政説明

こども家庭庁 成育局
保育政策課 成育基盤企画課
教育・保育専門官 保育指導専門官
馬場 耕一郎

少子化の現状について

出生数、合計特殊出生率の推移

- 2022年の出生数は77万747人で、前年比40,875人減少。
- 2022年の合計特殊出生率は1.26で、前年比0.05ポイント低下。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

少子化の現状（概観）

出生数：75万8631人（2023年） [77万759人（2022年）]

※ 団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）は50歳代前後に
← 団塊ジュニア世代は毎年約200万人生まれていた

※厚労省「人口動態統計」

合計特殊出生率：1.20（2023年。2022年（1.26）から0.06ポイント減）

※厚労省「人口動態統計」

50歳時の未婚割合：男性28.25% / 女性17.81%（2020年）

← 男性 2.60% / 女性 4.45%（1980年）

※国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2023改訂版」

平均初婚年齢：夫31.1歳 / 妻29.7歳（2022年）

← 夫27.8歳 / 妻25.2歳（1980年）

※厚労省「人口動態統計」

女性の第1子出産平均年齢：30.9歳（2022年）

← 26.4歳（1980年）

※厚労省「人口動態統計」

→ 現在の傾向が続けば、2070年には人口が約8,700万人まで減少

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年推計）」中位推計

理想の子ども数を持たない理由(理想・予定子ども数の組み合わせ別)

- ◆ 夫婦の理想の子ども数を持たない理由は様々。
- ◆ 第1子を持たない理由は、「ほしいけれどもできない」が最多。
- ◆ 第2子・第3子以上を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最多。育児負担や夫の家事・育児協力が得られないことも、第2子以降を持たない障壁。

(複数回答)

理想の子ども数 下回る組み合わせ	予定子ども数 下回る夫婦の内訳 (客体数)	理想の子ども数を持たない理由											
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
		お金がかかりすぎるから	家が狭いから	に(勤めや家事)差し支えるから	い高年齢で生むのは	健康上の理由から	でほしくないけれども	耐肉これ以上、育児の心理的、	協夫の家事・育児への	夫が望まないから	成人してほしいから	末子が夫の定年退職までに	環境ではないのび育つ
理想1人以上 予定0人	4.7% (39)	17.9	2.6	12.8	23.1	12.8	61.5	7.7	5.1	17.9	5.1	2.6	12.8
理想2人以上 予定1人	37.0% (316)	46.2	6.0	9.2	40.5	18.7	32.0	23.7	10.4	7.0	4.7	3.5	8.5
理想3人以上 予定2人以上	58.4% (499)	59.3	12.0	20.2	41.7	17.0	15.8	23.6	12.6	9.4	8.0	6.2	7.6
総数	100.0% (854)	52.6	9.4	15.8	40.4	17.4	23.9	23.0	11.5	8.9	6.7	5.0	8.2

(%)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)を基に作成。

※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

こども家庭庁について

こどもまんなか
こども家庭庁



こども家庭庁とは

こどもまんま
こども家庭庁



令和 5 年 4 月創設

内閣府の外局

内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)
三原 順子

長官
渡辺 由美子

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング14階、20階、21階、22階

※令和 6 年 4 月現在

こども家庭庁とは

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを**考えて、**政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていること**に向き合い、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔**としての**総合調整**

例: 少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題**や**隙間事案への対応**

例: こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBS(性犯罪歴確認の仕組み)の創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例: 保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども家庭庁の設置経緯

こどもまんなか

こども家庭庁

○ こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

1. はじめに

（前略）様々な取り組みが着実に前に進められてきたものの、**少子化、人口減少に歯止めがかからない**。（中略）児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいことに令和2年は約800人もの19歳以下のこどもが自殺するなど、**こどもを取り巻く状況は深刻になっており**、（後略）。

今こそ、こども政策を強力に推進し、**少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどものWell-beingを高め、社会の持続的発展を確保できるかの分岐点である**。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（以下「こどもまんなか社会」という。）、（中略）そうした**こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を設置する**。

3. こども家庭庁の設置とその機能

（1）こども家庭庁の設置の必要性、目指すもの

（前略）こども政策を更に強力に進めていくためには、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が司令塔となり、政府が一丸となって取り組む必要がある**。当該行政組織は新規の政策課題に関する検討や制度作りを行うとともに、現在各府省庁の組織や権限が分かれていることによって生じている弊害を解消・是正する組織でなければならない。

こども家庭庁の設置経緯

○ こども家庭庁設置法(令和4年6月法律第75号)

～国会における提案理由説明抜粋～

この度、政府から提出をしたこども家庭庁設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、子供政策を我が国社会の真ん中に据え、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、子供の最善の利益を第一に考え、常に子供の視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置しようとするものであります。




次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、こども家庭庁の設置、任務、所掌事務について定めるものであります。こども家庭庁は、こども家庭庁長官を長として、内閣府の外局として設置され、子供が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子供及び子供のある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子供の健やかな成長及び子供のある家庭における子育てに対する支援並びに子供の権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務としております。その任務を達成するため、(後略)。

第二に、こども家庭庁に置かれる機関について定めるものであります。こども家庭庁に、こども家庭審議会等を置くほか、特別の機関としては、少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部及び子どもの貧困対策会議を置くこととしております。

この法律は、令和五年四月一日から施行することとしております。

こども基本法及びこども家庭庁動画・パンフレット 一覧

	こども基本法		こども家庭庁
	パンフレット	動画	動画
やさしい版	 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</p> 	 <p>https://youtu.be/NMw-JqACFLM</p> 	 <p>https://youtu.be/c_rEkLnYAE</p> 
(一般向け)	 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/</p> 	 <p>https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</p> 	 <p>https://youtu.be/kXnUUAvoFM</p> 

<関連資料>



こども家庭庁パンフレット

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/955ad890-b9a8-4548-ba93-aba03c6ef54e/aad04e98/20230113_resources_cfa_overview_brochure_01.pdf



こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法
こども大綱
ビジョンについて

こども基本法(令和4年6月法律第77号)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要 家庭庁

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

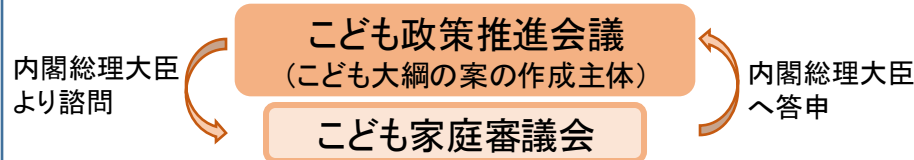
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

子ども大綱における目標・指標

別紙1に、子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けた子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「子どもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会…子どもまんなか社会

目標（別紙1）

（目標値）

「子どもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思う子どもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけている子どもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状 [※] 維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思う子ども・若者の割合	70%
「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思う子ども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標（別紙2）

- ・「子どもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・子どもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上ある子ども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定子ども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

等

「はじめの100か月」とは？



誕生前



0歳

1歳



2歳

3歳



年少

4歳



年中

5歳

年長

6歳



小1

7歳

※幼保小接続の重要な時期

(10か月) (12か月) (12か月) (12か月) (12か月) (12か月) (12か月) (12か月) (12か月)

10か月

+

84か月

+

12か月

- ✓ お母さんがこどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでが、だいたい100か月(※)。
- ✓ 長い人生において、人格の基盤を築く、はじめの重要な時期というメッセージが込められています。

※誕生日によって変動あり。94~106か月⇒概ね100か月。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に
幸せな状態)の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0~2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左

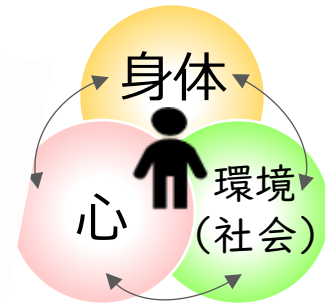
✓誕生・就園・就学の前夜や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント(愛着)」<安心>

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者につながる
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児~小1)までがおおむね94~106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン



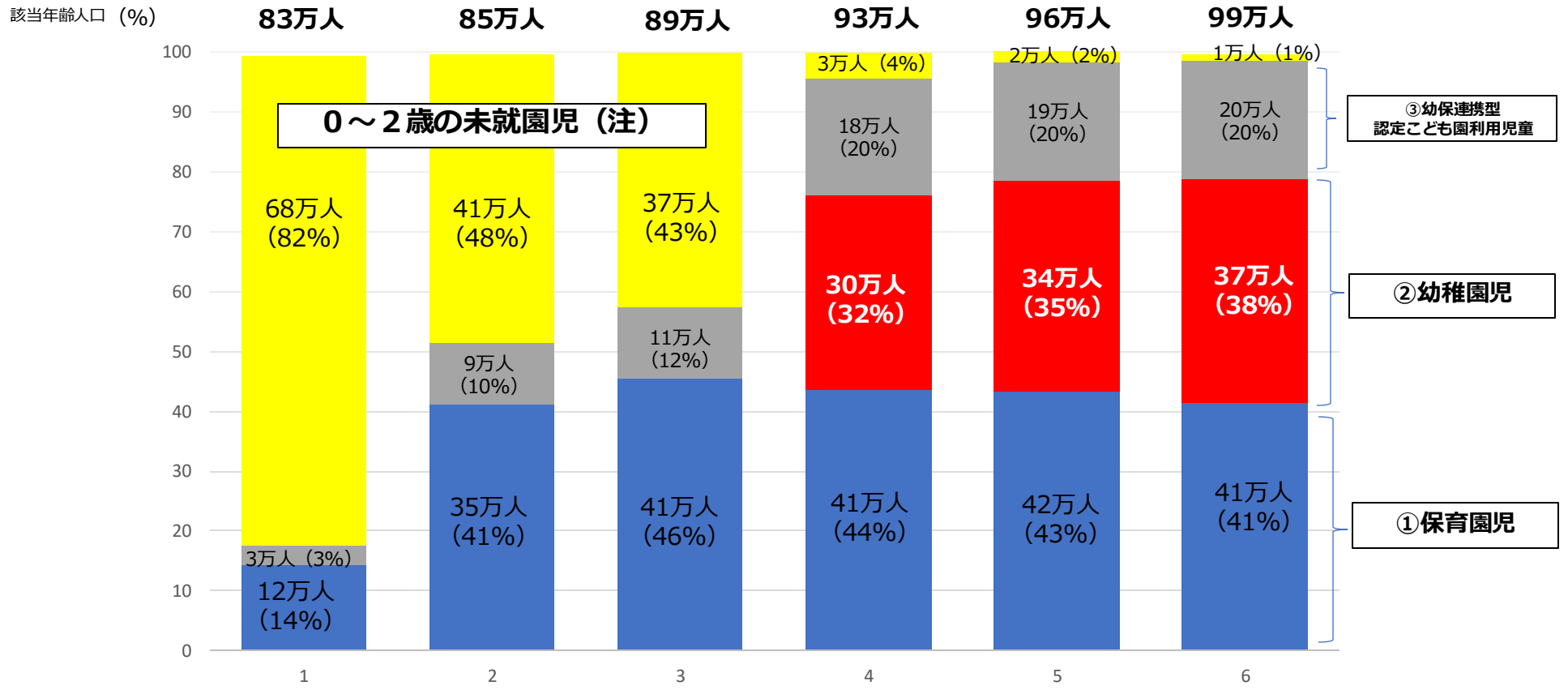
- 01 こどもの権利と尊厳を守る
- 02 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- 03 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- 04 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- 05 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す



保育所・認定こども園等の 状況について

年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。

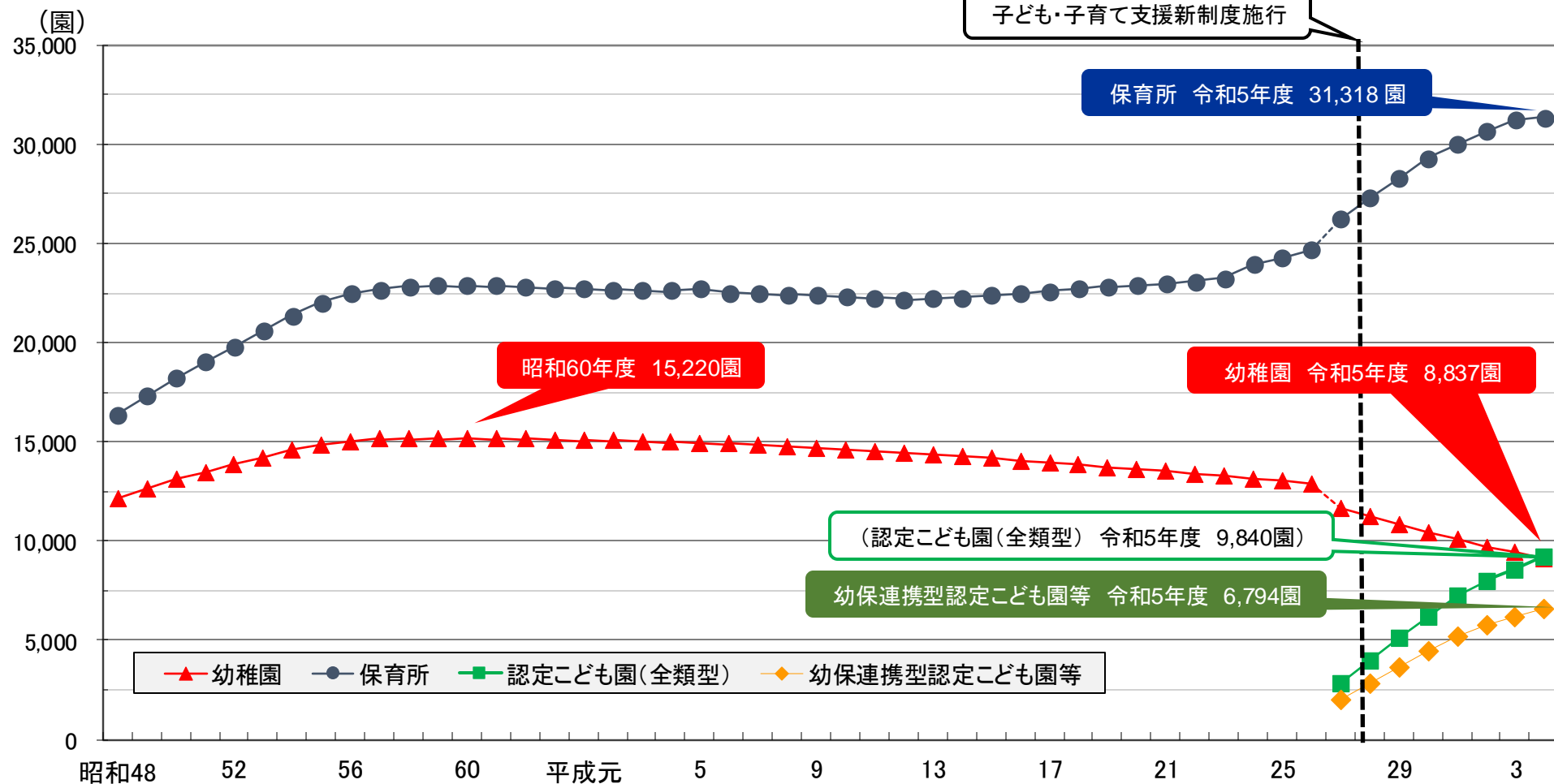


(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

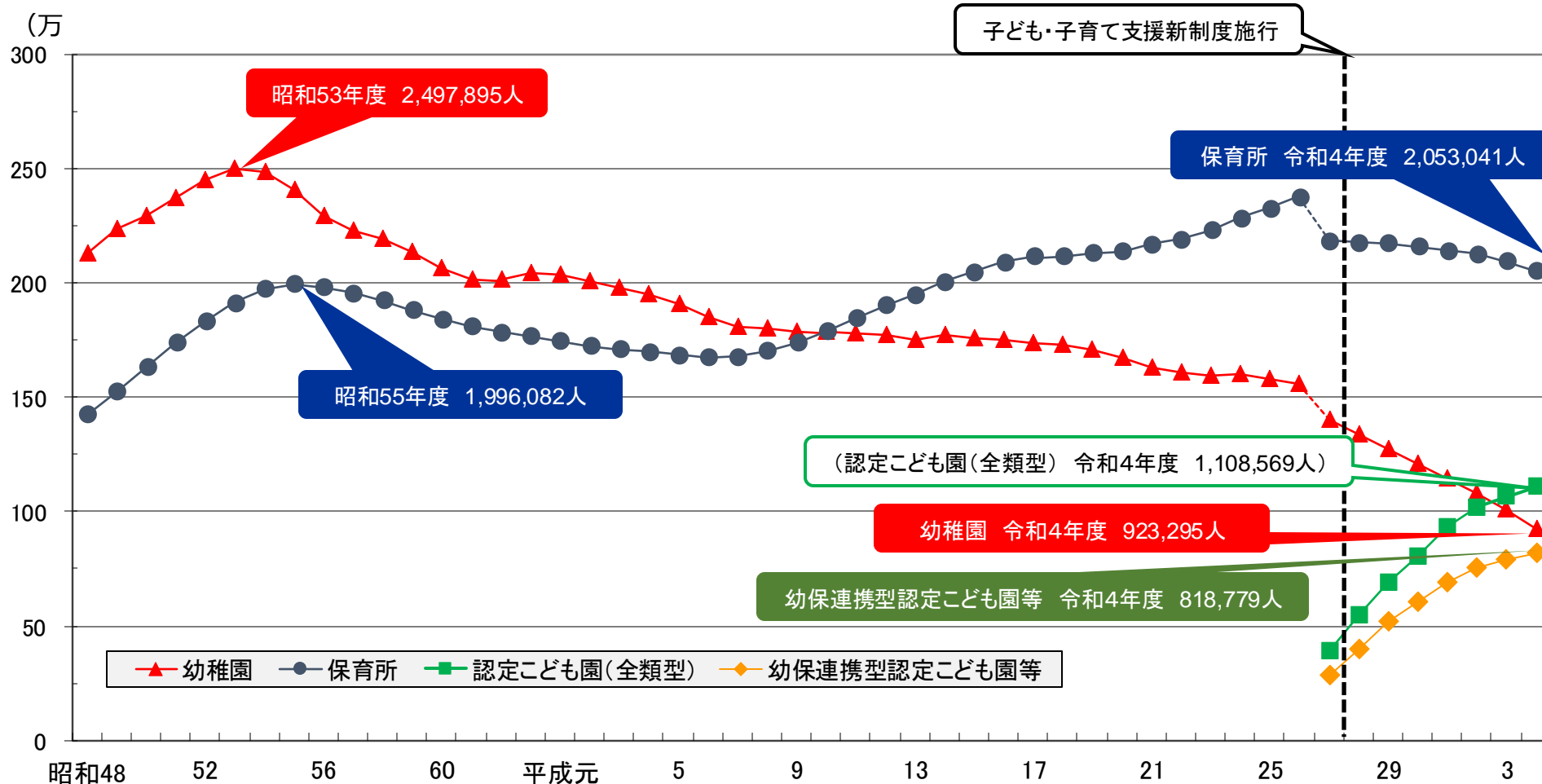
幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較

子ども家庭庁



- (注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より(※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より(※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)。なお、保育所型認定こども園の1号認定子ども(10,443人(令和3年4月1日現在・「認定こども園に関する状況について」より))は含まれていない。

こども未来戦略関係

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

こどもまんなか

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 正規・非正規問題への取組（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長

すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化

- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠・出産時からの支援強化

2022年度から実施中（2025年度から制度化）

- ✓ 出産・子育て応援交付金

10万円相当の経済的支援

- ① 妊娠届出時（5万円相当）
- ② 出生届出時（5万円相当×こどもの数）

- ✓ 伴走型相談支援

様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中

STEP 1 出産育児一時金の引き上げ

42万円 → 50万円に
大幅引き上げ

「費用の見える化」・「環境整備」

STEP 2 出産費用の保険適用の検討

2026年度を目途に検討

高等教育（大学等）

高等教育費の負担軽減を拡充

2024年度から実施

・給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯等に拡充

・多子世帯の学生等については授業料等を無償とする 2025年度から実施

✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施

✓ 貸与型奨学金の返還の柔軟化 2024年度から実施

子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等

今後10年間で計30万戸

実施中

- ✓ フラット35の金利引下げ

こどもの人数に応じて最大1%（5年間）の引下げ

2024年2月から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

✓「こども誰でも通園制度」を創設

- ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの実施も可能)

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓保育所:量の拡大から質の向上へ

- ・76年ぶりの配置改善: (4・5歳児) 30対1→25対1 (1歳児) 6対1→5対1

4・5歳児は2024年度から実施、

1歳児は2025年度以降加速化プラン期間中の早期に実施

- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善

2023年度から実施

- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充

2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓多様な支援ニーズへの対応

- ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化

2023年度から順次実施

- ・児童扶養手当の拡充

拡充後の初回の支給は2025年1月(2024年11月分から拡充)

- ・こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の
育休取得率目標 **85%**へ大幅引き上げ(2030年)

※2022年度:17.13%

→ 男性育休を当たり前

✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充

2025年度から実施

✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化

2024年1月から実施

・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため **給付率を手取り10割相当に**

2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置

・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

公布の日から

1年6月以内に政令で定める日から実施

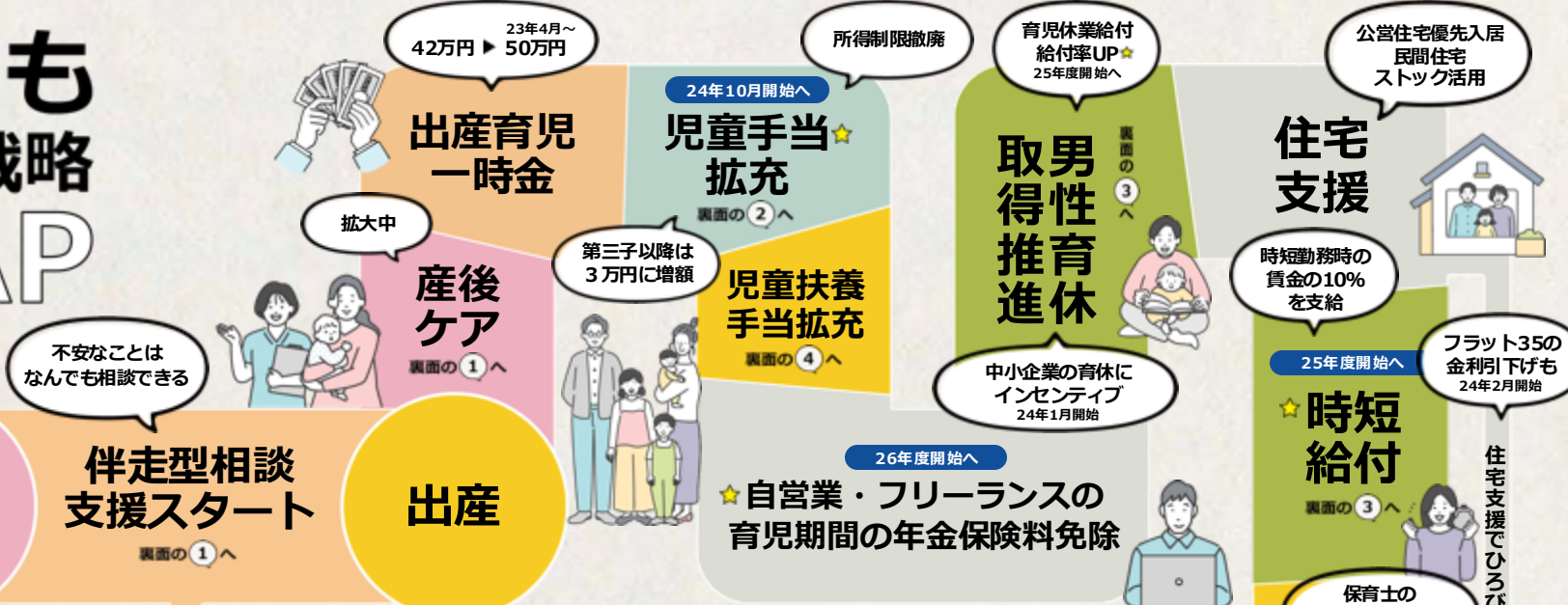
✓ 時短勤務時の新たな給付

2025年度から実施

→ 利用しやすい柔軟な制度へ

23年12月決定

こども未来戦略MAP



伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー！



こども一人当たり子育て支援 (GDP比) は約16%に ※OECDトップ水準のスウェーデンは15.4%

★は、企業や全世代が応援して拠出する「こども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

こども誰でも通園制度

こども①誰でも
通園制度

こどもまんなか
こども家庭庁

こども誰でも通園制度について

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

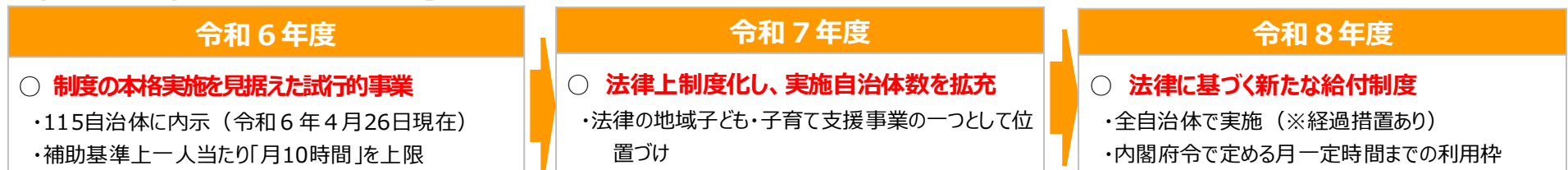
- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「**子どものための教育・保育給付**」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※2）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）
等

【本格実施に向けたスケジュール】



基本的な考え方

- こども基本法(令和4年法律第77号)には、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められており、保育所や認定こども園、幼稚園等(以下「保育所等」)に通っていないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要である。
- 子育ての過程の中では「孤立した育児」となることも考えられ、不安や悩みを抱えている家庭は自らSOSを発することが難しいことも考えると、そうした世帯やこどもへの支援をより適切に、きめ細かく行っていくことも、併せて求められている。こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましい。
- こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる仕組みとして創設されるものであるが、その意義は、一時預かり事業のように、①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児、②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う(児童福祉法(昭和22年法律164号)の規定より)、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものである。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」と異なり、就労要件を問わず、保育所等に通っていないこどもも、保育所等で過ごす機会を保障し、支援していくということは、従来の保育における大きな転換点である。

こどもの成長の観点からの意義

- 在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことができること
- こどもにとっては、年齢の近いこどもとの関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと
- こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどものよさを共感してもらう、保護者自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の方が自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たり、こどもの出来ていることを伝えてくれることで自信を回復することにもつながり、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること
- こうしたことを踏まえると、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスなのではなく、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であることを確認しておく必要がある。

保護者にとっての意義

- こども誰でも通園制度の対象となる在宅で子育てをする世帯の保護者は、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っていることも多く、こうした保護者にとって、こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながっていく。
- 保育者からこどもの出来ていることを伝えてもらうことで、自信が回復することや、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができ、保護者自身が親として成長していくことにつながると考えられる。

保育者にとっての意義

- これまでの保育と比べた難しさがある一方で、これまで関わることの少なかったこどもや家庭と関わることで、専門性をより地域に広く発揮できること
- 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮することができること

一方で以下の点において留意

- こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要となること
- こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められること
- 保育の実施を目的とする保育所等では、こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、保育所等に通っているこども達の保育に支障があってはならないという意識が重要であること

☞ 試行的事業においては、保育者のやりがいや緊張感にも留意し、本事業に際してどのような専門性が必要なのか、更に検討が必要である。

人口減少社会における保育の多機能化の観点

- 人口減少社会が到来する中で、保育所等を取り巻く環境も大きく変化している。保育ニーズへの対応は今後も重要であるが、一方で、人口減少社会における保育所等の在り方も考えておくことが必要である。
- 地域の中で、こどもが集まる場は賑わいの中心になり得る点で、地域の活力の源である。保育の場は、保育の必要性のあるこどもに対して保育を行う場であるが、保育の必要性のあるこどもだけではなく地域に暮らす全てのこども達の育ちの拠点として取組を広げている園も多い。人口減少が進む今後は、保育所等は、より一層、地域の子育て家庭のよりどころとして、地域のこどもの育ちの拠点になっていくことが期待される。
- このことは、令和3年の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」においても「保育所等の多機能化」という方向性が示されており、こども家庭庁でも、保育所と児童発達支援事業所等とのインクルーシブ保育の推進や、地域子育て相談機関（いわゆる「かかりつけ相談機関」）の創設、保育所等における子ども食堂の取組など、「保育所等の多機能化」に資する様々な施策が進められている。
- こども誰でも通園制度も、保育所等の多機能化の大きな柱の一つとして位置付けられる。

ポイント：一時預かり事業との関係

(現時点での論点の整理)

- 一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用者は保育所等に通っていないこどもだけではなく、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、こども誰でも通園制度が創設されたとしても、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。
- こども誰でも通園制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせ一時預かり事業等を組み合わせて実施することを可能とする必要がある。
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度の相違点や、一時預かり事業が自治体における補助事業であること等を考え合わせた上で、こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運用をどのようにしていくのか、両者の関係をどのように整理していくか、について、試行的事業の実施も踏まえつつ、より検討が深められるべきである。

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度(仮称)として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業(いわゆる13事業の一つ)	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付(名称は精査中)」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業(児童福祉法第6条の3第7項)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、 0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用 できる新たな通園給付(こども未来戦略方針より)
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定(制度改正の中で検討)
契約・予約方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用品型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用品型を想定

ポイント:事業実施のイメージ

(現時点での論点の整理)

施設・事業類型ごとの事業実施イメージ

- 利用方法(定期利用、自由利用)や実施方法(一般型(在園児と合同、または、専用室独立実施)、余裕活用型)の組み合わせ方について、以下の①～⑥の6通りが考えられる。
- 試行的事業の実施状況などを踏まえながら、施設・事業類型ごとの事業実施イメージについて深めていく必要がある。

①一般型(在園児と合同)×定期利用中心

②一般型(在園児と合同)×自由利用中心

③一般型(専用室独立実施型)×定期利用中心

④一般型(専用室独立実施型)×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法(①、②、⑤、⑥)が馴染みやすいのではないかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が利用しやすい自由利用(②、④、⑥)が馴染みやすいのではないかな。 	

試行的事業の状況

- 試行的事業においては、こども一人あたり「月10時間」を上限としているが、市町村によっては、独自に利用可能時間を設定している（40時間、160時間等）。
- 試行的事業における「月10時間」の上限時間は、本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすることに加え、
 - ・ こどもが、家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験を得られること、
 - ・ 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応に十分な配慮が必要であるものの、こどもにとって十分に効果が期待されることといった考え方も踏まえ設定したものの。

第2回検討会での主なご意見

- 全ての方に10時間ということはもちろん大事だが、こういう家庭に対してはここまでやったほうが良いのではないかという、ある意味、こどもの育ちに合わせて柔軟に選択できるような立てつけができれば良いのではないか。
- 月10時間では足りない。乳児の基本的な生活習慣の獲得を考えたときに、寝る、食べる、排泄をすることも含めて、しっかりと生活ができるためには最低4、5時間程度かかるのではないかということ踏まえて、利用時間をもう少し延長していただきたい。
- 誰でも通園制度の理念を起点として考えるとき、来年度の全国での本格運用に当たっては、可能な限り多くのこどもたちによる本制度の利用の実現を最優先に考えて、まずは幅広い利用者を視野に入れた上限10時間で開始することが適切であると考えている。

対応の方向性（案）

- こども誰でも通園制度を法律上の制度とするにあたり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点から、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がない※ことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月10時間」を補助基準上の上限としてはどうか。ただし、各市町村において、それぞれの実情に応じて、補助の対象となる「月10時間」を超えて、こども誰でも通園制度を実施することは妨げないこととする。

（※）令和6年4月1日時点の定員充足率は88.8%（対前年▲0.3%）と令和5年4月1日から横ばい。

- その上で、令和8年度の給付化に向け、令和7年度における事業の実施状況や、全国的な提供体制の確保の進捗状況等も踏まえ、利用可能時間の在り方について検討することとしてはどうか。

人員配置・設備運営基準等

主な検討事項①：対象施設

試行的事業の状況

- 試行的事業においては、実施場所を「保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等」としており、対象施設を限定してはいない。

第2回検討会での主な意見

- こどもの安心・安全が大前提であるため、生命の維持と情緒の安定を保障する、そういう環境を提供できる施設においてのみ、この事業をやっていただきたい。
- 試行的事業の実施に関する分析において、事業所類型に多様性が見られることは大変に有意義である。

対応の方向性（案）

- 多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとしてはどうか。
- その上で、こどもにとって安全・安心な制度となるよう、認可基準については適切に設定し、当該基準を満たしているものに限り実施を可能としてはどうか。

主な検討事項②：対象となるこども（年齢）

試行的事業の状況等

- 試行的事業においては、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満」とされている。
- 児童福祉法では、満3歳未満を対象としており、下限を規定しておらず、下限を規定する場合には、児童福祉法施行規則において規定する必要がある。

第2回検討会での主なご意見

- 保育園は、生後57日からの預かりが可能な施設になっており、誰通と平仄が合っていないため、保育園に合わせて57日から預かれるよう、そして、産後、ホルモンバランスが崩れるなどしてどうしても厳しい、孤立する、産後すぐの家庭をも包摂できるよう、手を挙げた園が57日以降のこどもたちも預かれるように、そうした選択ができるような制度にしていきたい。
- 受入れの年齢については、こどもの安全面を第一に考えて決めていくことが必要ではないか。

対応の方向性（案）

- 令和7年度からのこども誰でも通園制度の制度化にあたっては、0歳6か月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6か月～満3歳未満としてはどうか。

主な検討事項③：認可手続

試行的事業の状況・法律上の位置づけ

- 試行的事業においては、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者に対して事業の実施を委託することができることとしている。
- 先般の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、令和7年度から、児童福祉法上「乳児等通園支援事業」として位置づけられるとともに、家庭的保育事業等と同様に市町村長による認可事業とされる。
- 認可にあたっては、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会又は児童の保護者その他児童福祉当事者の意見を聴取することとなる。
（※）認可申請者が社会福祉法人又は学校法人の場合には、審査項目が簡素化される。

対応の方向性（案）

- 市町村における施設の認可手続については、家庭的保育事業等における認可手続と同様に、設備運営基準への適合状況等に照らし、実施可能かどうか丁寧に確認の上、認可を行うこととしてはどうか。
- その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示ししてはどうか。

主な検討事項④：利用方式

試行的事業の状況

- 試行的事業においては、定期的な利用方式、定期的でない柔軟な利用方式（いわゆる自由利用方式）について、どちらか一方での実施だけではなく、定期的な利用方式と定期的でない柔軟な利用方式の組み合わせ等、市町村や事業所において柔軟に利用方法を選択して実施することを可能としている。
- 定期的な利用方式と定期的でない柔軟な利用方式（自由利用方式）それぞれの主な特徴や留意点等について、昨年の検討会中間とりまとめにおいては、以下のとおり整理されている。

	定期的な利用方式	自由利用方式
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的にご利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟にご利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・ 利用の都度予約する手間がかかる ・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

対応の方向性（案）

- こども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととしてはどうか。
 - その上で、こども誰でも通園制度の利用については、地域や施設、利用者の状況によりさまざまな在り方が考えられるため、状況に応じた利用する際の留意点を手引において示すこととしてはどうか。
- (※) こどもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、定期的でない柔軟な利用方式の例としてお示しすることを想定。

主な検討事項⑤：実施方法

試行的事業の状況

- 試行的事業では、一時預かり事業における実施方式を踏まえ、一般型（在園児合同又は専用室独立実施）又は余裕活用型により実施している。
- そのうえで、「医療的ケア児の利用については、通所を基本としつつ、こどもの状態により、外出が困難な場合においては、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することも可能」としている。

第2回検討会での主なご意見

- 医療的ケア児や要支援家庭等が誰通から排除されており、医療的ケア児のご家庭の9割が、就労の有無を問わない定期的な保育を望んでいるため、彼らを見捨てないような制度にしていきたい。医療的ケア児家庭だけでなく、要支援家庭の方々についても、アウトリーチは非常に有効な仕組みであり、彼ら、彼女らが家の中に閉じこもって、そして、誰の手も、誰の目も入らないという状況から、社会の接点をつくるためにも居宅訪問型の誰通を実現していきたい。
- 病院から退院してすぐだと、医療的な訪問リハとか看護の方の訪問が多く、どうしても視点が親御さんも含めて障害のリハビリになってしまいがちであるが、この制度の利用によって、こどもとしての遊び、育ち、成長が、家族支援というところでも非常に大事ではないか。そして、通園できるようになったら、社会的にもこどもの育ちにおいても通園につなげることが大事ではないか。

対応の方向性（案）

- 試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づけてはどうか。
- その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとしてはどうか。
（※）こどもの居宅への保育従事者の派遣のみを行う事業類型は、法令上規定しない。

試行的事業の状況

- 試行的事業では、一時預かり事業と同様の基準で行うこととしており、保育士以外の人材も活用しつつ、事業が実施されている。

(※) 試行的事業における人員配置基準

- ① 余裕活用型：各施設の基準を遵守
- ② 一般型：一般型一時預かり事業に準じた基準（2分の1は保育士）

第2回検討会での主なご意見

- 従事者の資格について、こどものための制度ということで、また、0、1、2歳、そして、毎日来る子どもたちではないということで、そこには専門性のある保育士が関わることを基本としていただきたい。ただ、現在、保育士が足りていないということもあるため、特例として何らかの措置をとるなどし、あくまでも有資格者を基本とするということは、是非入れてもらいたい。
- 有資格者の配置が難しい状況であるため、試行的事業においては一時預かり事業の専門研修を修了した子育て支援員の活用を認めており、同様の形で対応していただきたい。
- 小さい施設でより多くの施設が取り組むようにするには、もちろん基準は守った上で、一時預かりや他事業の兼任について考えていく必要がある。
- 子育て支援研修のような全国一律の研修があって、しっかりと理念を共有して、全国的に展開されることがとても大事ではないか。

- こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準としてはどうか。
- その上で、通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進めてはどうか。

主な検討事項⑦：設備の基準

こども家庭庁

試行的事業の状況

- 現行の試行的事業においては、一時預かり事業における取扱いと同様に、一般型では保育所の設備基準に準じることとし、余裕活用型では保育所、家庭的保育事業等の既存の各施設等ごとの設備基準に従うこととしている。

(※) なお、一般型では保育所の設備基準に準じ、乳児室、ほふく室の設置が義務付けられているが、独立した室の設置を求めものではなく、必要な面積を有する区画が確保されていれば基準を満たしたことになる。

対応の方向性（案）

- 試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとしてはどうか。

安定的な運営の確保

試行的事業の状況

- 試行的事業では、補助単価について、こども一人1時間当たり850円とした上で、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することとしている。
- これに加え、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る加算措置を実施している。
- なお、キャンセル料については、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなすこととしている。

第2回検討会での主なご意見

- 補助基準額について、いろいろな園から、この事業に参加したいけれども、この金額では到底やれなという声をその後も結構聞いている。いろいろな事業者が、多くの人がこどもたちを支えるようになるためにもう少し考えていただきたい。
- 給付制度として位置付けていくという意味では、行政責任として、どこにお住まいでも、誰でも利用できる環境を整える必要がある。地方部では人件費相当額の収入はなかなか厳しいため、安定的な財源確保をお願いしたい。
- お子さんをお預かりするときはかなり面接をするが、こどもの情報だけではなく、家族の情報なども含めて丁寧に対応する必要があるということで、ベテランの保育士と担当者と、こどもを見る人がいて、そこに対する最初の面接のときの報酬も1時間分とか、10時間以外の方が良いと思うが、考えていただく必要があるのではないかと。
- 安定的な運営確保のために、基礎的給付の実現が大事である。横浜市では、基礎分を実施されており、全国の取組の状況も確認した上で、運営確保のための体制整備をお願いしたい。また、専用施設があることで定員が増やせるという事業所のために、専用施設が確保できるような補助体制をお願いしたい。

対応の方向性（案）

- 令和7年度の制度化にあたっては、必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する方向で検討する。また、こどもの年齢ごとに関わり方に特徴や留意点があることを踏まえ、利用するこどもの年齢に応じた1時間当たりの補助単価を設定することとしてはどうか。
(※) 具体的な補助単価額については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
- その上で、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る加算措置については、引き続き実施してはどうか。
- なお、キャンセル料については、試行的事業と同様の取扱いとしてはどうか。

ポイント⑫：実施要綱より

よくあるご質問について

Q：本事業については、対象年齢について、0歳6か月未満、または3歳以上のこどもを対象にしても良いのでしょうか。

A：対象ではありません。

Q：0歳6か月から3歳未満のこどもについて、例えば2歳児のみを対象としたり、一部の行政区の住民のみを対象としても良いのでしょうか。

A：本事業については、市町村ごとの補助総額を参考に、対象とする利用者の属性や対象地域などを指定していただく必要があります。対象年齢の限定や、住所地等による限定も可能です。

Q：月10時間を超えた利用の希望がある場合は、どの様に対応すべきでしょうか。

A：本事業の国庫補助基準上の上限はあくまでも月10時間である。ただし、各市町村における対応はさまたげるものではありません。

Q：月10時間の管理について、R6試行的事業においては紙での管理となっているが、システムの導入はいつからでしょうか。

A：システムに関しては、R7.4からの運用を予定しています。令和6年度にシステム化ができる部分があるかどうかは現在検討中であり、追ってお知らせいたします。

Q：指導監督員に資格要件等がありますか。

A：指導監督員は、市町村に配置する職員を想定していますが、実施要綱（案）に規定する業務内容を的確に遂行していただければ、資格要件などは問いません。

Q：賃借料補助について、事業開始月にかかわらず基準額満額の補助となりますか。

A：事業実施月数に応じた補助となります。

Q：職員の配置や設備の基準について、本事業と同時に一時預かり事業を実施する場合については、それぞれに基準を遵守する必要がありますか。

A：職員の配置はそれぞれに基準を遵守する必要があります。設備の基準については、本体事業に支障がない場合、供用が可能です。

Q：キャンセル対応について、統一ルールはありますか。

A：自治体において明確なルールを決め、対応してください。キャンセルされた時間数について、委託料等の対象とする場合は、時間数の消費をしてください。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託等可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A.人口100万人以上の自治体 :132,152千円
- B.人口50万人以上100万人未満の自治体 :119,047千円
- C.人口10万人以上50万人未満の自治体 :114,932千円
- D.人口5万人以上10万人未満の自治体 :32,589千円
- E.人口5万人未満の自治体 :17,002千円

※委託料等は、こども一人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担額は1時間当たり300円程度を標準とする。

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円 B. 18,252千円 C. 9,126千円 D.E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る）1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業 実施状況速報 2024/9/30現在

- ☆事業実施の受け入れ開始時期については、自治体や事業所による。
- ☆実施予定自治体数や事業所数は、公募や変更申請の状況、自治体・事業所の状況によって増減あり。
- ☆不明部分確認後の数値の変更あり。

①実施予定自治体	118自治体 ※2024/9/30時点	⑤運営主体	社会福祉法人……………345か所(43.2%) 学校法人……………182か所(22.8%) 公立……………142か所(17.8%) 株式会社……………85か所(10.7%) 特定非営利活動法人……11か所(1.38%) 一般社団法人……………11か所(1.38%) 個人立……………10か所(1.25%) 有限会社……………5か所(0.6%) 合同会社……………3か所(0.4%) 宗教法人……………2か所(0.3%) 医療法人……………2か所(0.3%)
②受入開始自治体	111自治体 (94%) ※情報未提出自治体あり、随時更新予定 ☞4月開始…21自治体 ☞5月開始…8自治体 ☞6月開始…20自治体 ☞7月開始…47自治体 ☞8月開始…10自治体 ☞9月開始…5自治体	⑥実施方法	余裕活用型……………346か所(43%) 一般型（在園児合同）……248か所(31%) 一般型（専用室独立）……204か所(26%)
③開始事業所数	798か所 ※開始月の月末までに管内実施一覧を提出	⑦専用室有無	無し……………570か所(71%) 有り……………228か所(29%)
④事業所類型	認可保育所……………268か所(33.4%) 認定こども園（幼保連携型）…237か所(29.7%) 小規模保育事業所（A型）……83か所(10.4%) 認定こども園（幼稚園型）……51か所(6.4%) 認定こども園（保育所型）……50か所(6.3%) 幼稚園（施設型給付を受ける）…35か所(4.4%) 幼稚園（施設型給付を受けない）…28か所(3.5%) 地域子育て支援拠点……………17か所(2.1%) 認可外保育施設……………13か所(1.6%) 事業所内保育事業所……………4か所(0.5%) 小規模保育事業所（B型）……2か所(0.3%) 専用施設……………2か所(0.3%) 認定こども園（型不明）……1か所(0.1%) 認定こども園（地方裁量型）……1か所(0.1%) 小規模保育事業所（C型）……1か所(0.1%) 小規模保育事業所（型不明）……1か所(0.1%) 家庭的保育事業所……………1か所(0.1%) 企業主導型保育事業所……………1か所(0.1%) 児童発達支援センター等……1か所(0.1%) 一時預かり事業所……………1か所(0.1%)	⑧利用方法	定期利用×自由利用……303か所(38%) 定期利用……………268か所(34%) 自由利用……………227か所(28%)
		⑨初回の利用時面談実施有無	有り……………690か所(86%) 無し……………108か所(14%)
		⑩親子通園可否	可……………658か所(82%) 不可……………133か所(17%) 不明……………7か所(1%)
		⑪一時預かり事業実施有無	有り……………417か所(52%) 無し……………381か所(48%)

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業 実施自治体一覧

成育局 保育政策課

【 115自治体 】 ※令和6年4月26日現在

	市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名
1	北海道 札幌市	21	福島県 南会津町	41	千葉県 成田市	61	長野県 御代田町	81	兵庫県 加西市	101	高知県 南国市
2	北海道 函館市	22	茨城県 水戸市	42	東京都 港区	62	長野県 須坂市	82	兵庫県 養父市	102	福岡県 北九州市
3	北海道 旭川市	23	茨城県 笠間市	43	東京都 中野区	63	岐阜県 岐南町	83	兵庫県 南あわじ市	103	福岡県 福岡市
4	北海道 登別市	24	茨城県 筑西市	44	東京都 杉並区	64	静岡県 浜松市	84	奈良県 奈良市	104	佐賀県 佐賀市
5	北海道 美幌町	25	栃木県 宇都宮市	45	東京都 北区	65	静岡県 沼津市	85	和歌山県 海南市	105	佐賀県 唐津市
6	北海道 白老町	26	栃木県 足利市	46	東京都 多摩市	66	静岡県 富士市	86	和歌山県 紀美野町	106	佐賀県 有田町
7	北海道 浦河町	27	栃木県 栃木市	47	神奈川県 横浜市	67	愛知県 名古屋市	87	鳥取県 鳥取市	107	長崎県 松浦市
8	北海道 別海町	28	栃木県 日光市	48	神奈川県 川崎市	68	愛知県 大府市	88	岡山県 岡山市	108	長崎県 東彼杵町
9	青森県 青森市	29	栃木県 茂木町	49	神奈川県 相模原市	69	愛知県 美浜町	89	岡山県 笠岡市	109	熊本県 熊本市
10	青森県 八戸市	30	群馬県 前橋市	50	神奈川県 厚木市	70	三重県 松阪市	90	岡山県 高梁市	110	大分県 中津市
11	岩手県 盛岡市	31	群馬県 高崎市	51	新潟県 新潟市	71	滋賀県 米原市	91	岡山県 備前市	111	大分県 臼杵市
12	岩手県 一関市	32	群馬県 渋川市	52	新潟県 見附市	72	京都府 京都市	92	広島県 広島市	112	大分県 杵築市
13	宮城県 仙台市	33	埼玉県 さいたま市	53	新潟県 上越市	73	京都府 宇治市	93	広島県 呉市	113	大分県 姫島村
14	秋田県 湯沢市	34	埼玉県 行田市	54	新潟県 南魚沼市	74	大阪府 大阪市	94	広島県 尾道市	114	沖縄県 那覇市
15	山形県 山形市	35	埼玉県 鴻巣市	55	石川県 七尾市	75	大阪府 豊中市	95	広島県 福山市	115	沖縄県 浦添市
16	福島県 福島市	36	埼玉県 志木市	56	石川県 津幡町	76	大阪府 高槻市	96	山口県 防府市		
17	福島県 郡山市	37	千葉県 千葉市	57	福井県 福井市	77	大阪府 富田林市	97	徳島県 上勝町		
18	福島県 白河市	38	千葉県 市川市	58	山梨県 甲府市	78	大阪府 東大阪市	98	香川県 多度津町		
19	福島県 南相馬市	39	千葉県 松戸市	59	長野県 長野市	79	兵庫県 神戸市	99	愛媛県 今治市		
20	福島県 伊達市	40	千葉県 野田市	60	長野県 飯田市	80	兵庫県 姫路市	100	高知県 高知市		

※令和6年6月17日より、
新たに追加公募中
(令和6年8月16日締め切り)

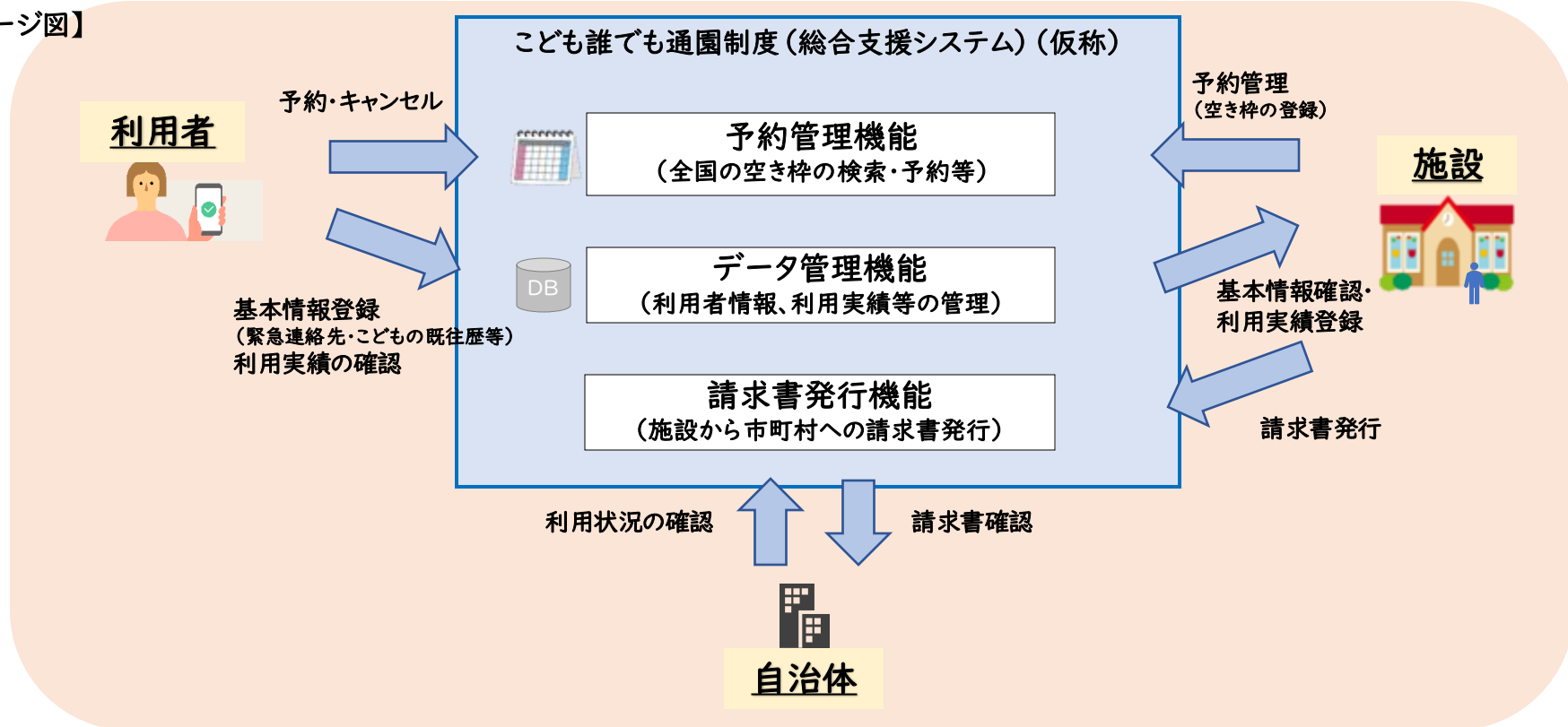
ポイント:その他の留意点等

(現時点での論点の整理)

こども誰でも通園制度に係るシステムの構築

- ▶ こども家庭庁においては、こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることが基本と考えている。
- ▶ 具体的には、①利用者が簡単に予約できること(予約管理)、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること(データ管理)、③事業者から市町村への請求を容易にできること(請求書発行)の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



(注)具体的な運用などについて、こども家庭庁において引き続き検討

- **実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解し、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項をお示しする。**

目次

I 基本的事項

① 制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての意義
5. 事業者にとっての意義
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割

② 令和7年度の制度の概要

1. 制度の概要（新たな給付制度、利用対象、事業者、指導監査等）
2. 事業の全体像（事業の実施方法、提供内容の検討、個別のニーズへの対応についての検討等）

II 事業実施の留意事項

① 共通事項

- ② 通園初期の対応（利用者の同意に基づき、総合支援システムを通じ予約事業所に共有される情報の確認、面談、親子通園、慣らし保育）
- ③ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応（障害のあるこども、医療的ケアを必要とするこども、居宅を訪問する形態）
- ⑤ 計画と記録（日々の活動に係る計画の作成、こどもの興味や関心等の記録等）
- ⑥ 保護者への対応
- ⑦ 要支援家庭への対応上の留意点（市町村における保護者へのアプローチ等）
- ⑧ その他（広域利用、地域の実情に応じた実施）

III その他の留意点等

- ① 個人情報の取扱いについて（利用者の同意に基づき、当該情報を予約先事業所に共有する事項等）
- ② 他制度との関係（一時預かり事業との関係性）
- ③ 職員の資質向上等（管理者の責務、研修、職員のメンタルヘルスへの配慮）

基本的な考え方

- こども誰でも通園制度は、子供の成長の観点から、「**全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する**」ことを目的としている制度である。

こどもの成長の観点からの意義

- **家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られる。
- **年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらす。 等

保護者にとっての意義

- 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感の解消**につながるるとともに、育児に関する負担感の軽減につながる。
- こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、**保護者自身が親として成長**するできる。
- 様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用することにもつながる。 等

保育者にとっての意義

- これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できる。
- 在宅で子育てする保護者に対して、家庭の中だけでは気づかない子どもの姿や育ちについて伝えたりすることで、こどもや子育てへの肯定感を支えるとともに、**子育ての孤立感や不安感の解消**につなげていったりするなど、保護者に対してもその専門性を発揮することができる。 等

事業者にとっての意義

- 定員を満たすことが難しくつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく事業を継続したり、発展させていく可能性が広がる。
- 地域の様々な関係者との連携が新たに生まれ、関係が深化するなど、**地域社会とのつながりをより感じられるようになる**。

制度の意義を実現するための自治体の役割

- 広くこどもの育ちを支える制度であるとともに、要支援家庭等を早期に把握したり、適切なサポートにつなげたりする新たな機会としての意義も含め、関係者間で認識を共有していくことが求められる。
- 各施策の担当者のみならず首長や教育長をはじめ、関係する職員が部局横断的に、制度の意義について共通理解をもって取組を進めることが重要。
- 各市町村において、受入れに必要な定員数を算出し、必要整備量の見込みの把握を行うとともに、地域でどのように提供体制を整備していくのか、主体的に検討する必要がある。 等

I 基本的事項 - ② 令和7年度の制度の概要

制度の概要

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずでの支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
- 0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象。

事業の全体像

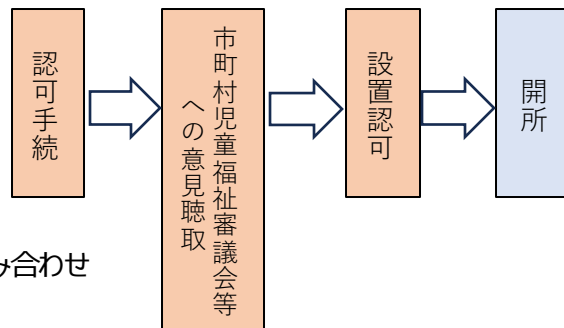
【事業の実施方法】

- 認可手続、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所。

【提供内容の検討】

提供内容について、以下の点を検討。

- ①実施方法：(1) 余裕活用型、(2) 一般型（在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施）
- ②受け入れるこどもの年齢・時間枠等
- ③利用パターン：(1) 特定の事業所の継続的な利用、(2) 定期的でない柔軟な利用、(3) (1)と(2)の組み合わせ
- ④食事の提供：提供するかどうか、提供体制、献立作成方法 等
- ⑤親子通園：実施するかどうか、実施回数及び期間 等
- ⑥特別な支援が必要な場合の対応：障害のあるこども・医療的ケア児・外国籍児童等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れ
- ⑦その他：キャンセルポリシー、災害発生時等の対応 等



【施設等類型に即した実施に当たっての創意工夫】

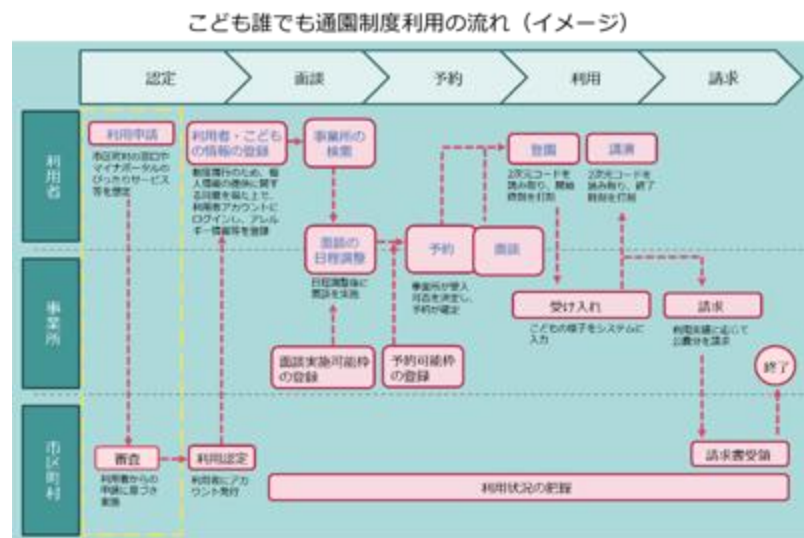
- 事例集（※年度末にお示し予定）にお示しする好事例を参考に施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。

【利用の流れ】／【こども誰でも通園制度総合支援システム】

- 右図のとおり。

【関係機関と連携した支援】

- 認定の申請をする人としていない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握し、こうした情報を活用して、支援が必要な児童等の把握につなげ、関係機関とも連携し、要支援児童等への対応を充実させていくことが期待される。
- こども誰でも通園制度の利用の仕方に着目して、支援の必要性を検討したり、継続的な状況把握の対象に位置付け、こども家庭センターを中心に効果的な支援につなげていくことが考えられる。



※この図は、利用の流れを示すイメージであり、実際の運用は各自治体の状況によって異なります。

Ⅱ 事業実施の留意事項 - ① 共通事項

- 乳幼児期は、安全が守られ、安心して過ごすことができる環境のもと、周囲の人やものとの相互的な関わりを通して、心身が成長・発達していく時期。この時期は、とりわけ、身近な人との応答的な関わりの中で、その後の発達の土台ともなる**自己肯定感**や**他者への信頼感**などが育まれていくことが大切。
- 「はじめの 100 か月の育ちビジョン」で述べられているように、幼児期までのこどもの育ちにおいては、安定した「**アタッチメント（愛着）**」を安心の土台として、多様な人やモノ・環境と関わる**豊かな「遊びと体験」**を通して外の世界へ挑戦していく「**安心と挑戦の循環**」が重要。
- こども誰でも通園制度において、こうしたこどもの育ちを支えていくための関わりや保育の環境を提供するにあたっては、「**保育所保育指針（平成29年3月厚生労働省告示第117号）**」を理解した上で、以下の内容に留意すること。

① 共通事項

安全確保に必要な情報の共有

- 緊急連絡先や食物アレルギー対応の有無など、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、実際にこどもを受け入れる全ての事業者において、事前に把握しておく必要。こうした情報は、保護者の同意を得た上で、総合支援システムにおいて提供される。

重大事故の防止

- 低年齢のこどもを受け入れるにあたっては、関係する職員全員が、重大事故が発生しやすい場面について理解し、必要な対策をとること。
- 睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中などの特に重大事故が発生しやすい場面では、特に注意が必要。

乳幼児突然死症候群（SIDS）について

- SIDSはうつぶせに寝かせたときの方が発生率が高いため、仰向けに寝かせることが重要。
- 人工乳（粉ミルク）がSIDSを引き起こすわけではありませんが、母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが分かっている。

食事の提供について

- 食事の提供を行うか、行わないかについては事業者が判断。特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかを検討の上で、給食提供を行うか、持参方式か等を決定し、利用者に対応状況が分かるよう周知。
- 提供を行う場合、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応など、適切な実施体制を確保すること。

低年齢児の受入れを初めて行う事業所について

- はじめて低年齢児を受け入れる際は、設備運営基準を遵守することはもとより、低年齢児の保育に関する基本的な理解を有するスタッフの確保や必要な物品を含む環境の整備が可能か等について、十分に検討を行う必要。
- 市町村は、低年齢児を受け入れたことのない事業者の認可に当たっては、受入れ可能な体制となっているかどうか、丁寧な確認を行うこと。

こども誰でも通園制度の特性に応じた運営

- こどもの在園時間や利用頻度が違うこと、日々利用児童が違うこと等、保育所等における保育とは状況が異なることを踏まえて運営することが求められる。

Ⅱ 事業実施の留意事項 - ② 通園初期の対応

② 通園初期の対応

総合支援システムによる情報共有

- 利用者の同意に基づき、家族の状況、こどもの状況、発達の状況について、事前面談や利用予約の対象となる事業所にシステム上で共有。

事前面談

- 初回利用の前に、保護者（利用こどもも同席することを基本）と事前の面談を行い、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握。オンライン実施も可。

親子通園について

- 「親子通園」を取り入れることで、こどもも親も不安を感じずに通園するとともに、保育者も親子の様子を確認しながら保育を行うことができ、親子にとっても保育者にとっても安心につながる事が期待される。
- ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態にならないよう留意。

利用こどもの保護者とのコミュニケーション

- 通園の送り迎えの機会を捉えた保護者とのやりとりや、保護者連絡アプリ、連絡帳によるやりとり等を通じ、施設でのこどもの様子や、家庭でのこどもの様子について共有を行うことが重要。定期的な面談の機会を設定することも考えられる。

慣らし保育について

- 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として慣らし保育を導入する（段階的に1回の利用時間を延ばしていく）場合、こどもの様子を保護者と共有しながら、こどもが園で過ごす時間をどのように調整するか、保護者の意向も踏まえ検討する必要。

③ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点

0 歳児とのかかわり方について

- この時期の発達の特徴を理解し保育所保育指針第2章1に示すねらい及び内容を参考にしつつも、こどもの成長・発達には個人差があることから、一人一人のこどもの状況をよく把握した上で、柔軟に関わっていくことを基本としながら、0歳児の受け入れを行うこと。

<乳児期の発達について> ※保育所保育指針第2章 1 (1) より一部引用

視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

1・2 歳児とのかかわり方について

- この時期の発達の特徴を理解したうえで、保育所保育指針第2章2に示すねらい及び内容を参考にしつつも、こどもの成長・発達には個人差があることから、一人ひとりのこどもの状況をよく把握した上で、柔軟に関わっていくことを基本としながら1・2歳児の受入れを行う。

<1歳児から2歳児との関わりについて> ※保育所保育指針第2章 2 (1) より一部引用

- この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになります。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになっていきます。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになっていきます。
- このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、こどもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要があります。

Ⅱ 事業実施の留意事項 - ④ 特別な配慮が必要な子どもへの対応

④ 特別な配慮が必要な子どもへの対応

障害のある子ども

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、子ども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要。
- 市町村および事業者はあらかじめ障害のある子どもの受入れ方針について検討し、関係部局や保護者へ周知。
- **事業者は、障害のある子どもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、**面談や文書等により子どもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、**受入れ可能性について検討**。正当な理由により受入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告。
- 障害のある子どもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関が連携して準備を進めることが必要。

医療的ケアを必要とする子ども

- 医療的ケアを必要とする子どもの受入れにあたっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、子ども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮した子ども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。
- 市町村及び事業者はあらかじめ医療的ケアを必要とする子どもの受入れ方針について検討し、その内容について関係部局や保護者へ周知。
- **市町村は、利用認定時に医療的ケアを必要とする子どもを把握した場合、**面談や文書等により子どもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握した上で、**医療的ケアへの対応、事業所における受入れ可能性について検討**。
- 医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備をおこなった上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関等が連携して準備を進めることが必要。

居宅への派遣

- 子ども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度だが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にある子ども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該子どもの居宅へ保育従事者を派遣することについては、運用上可能。
- 利用方法が居宅を訪問する形に固定されてしまうことで、通園できる状態に回復しているにもかかわらず、その機会を逸してしまうことがないよう、子どもの状態に留意しながら対応する必要。

Ⅱ 事業実施の留意事項 - ⑤ 計画と記録について

⑤ 計画と記録

こども誰でも通園制度における計画

- 発達に応じたこどもの育ちに適した安全な環境を整え、こどもが楽しく過ごせるように見通しを持つことは重要であるため、**こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画**及び**一人ひとりのこどもの実態に応じた指導計画**を作成することが必要。
- 各事業所の方針に従い、その目標を達成するために、**どのようにこどもの育ちを支援するのかを示した全体的な計画の作成**が必要。ただし、保育所等に併設されている事業所において既に作成されている全体的な計画を活用することも可能。
- **こどもの利用状況に応じて期間を設定した個別の指導計画の作成**が必要。

こども誰でも通園制度における記録

- 事業の実施内容確認のための記録とこどもの育ちを支援するための記録を行うことが必要。
 - ①事業の実施内容確認の記録（日誌）：活動やこども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録
 - ②利用児童の育ちに関する記録：
 - ③個人台帳：利用児童の特性や育ちの経緯
 - ④自治体が把握し、円滑な利用につなげるための情報：総合支援システムを活用した、事業者間で共有する、こどもの過ごし方等に関する情報
- 記録を活用した振り返りは重要。

⑥ 保護者への対応

- こども誰でも通園制度は、こどもの育ちの支援とあわせて、子育ての相談ができる場としての役割が期待。
- 保育の専門家である保育士からの支援を通じて、保護者の養育力を向上させ、家庭におけるこどもの育ちを充実させることにもつながることが期待
- こども誰でも通園制度における子育て支援に関する基本として、
 - ・各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、自己決定を尊重すること
 - ・保育者の専門性や、同年代のこどもと一緒に過ごしている環境などの特性を生かし、保護者がこどもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めることが大切。

II 事業実施の留意事項 - ⑦ 要支援家庭への対応上の留意点、⑧ その他

⑦ 要支援家庭への対応上の留意点

市町村における保護者へのアプローチ

- 要支援家庭への市町村によるアプローチとして、下記のような対応が考えられる。
 - ・ 制度を知らない段階からのアプローチとして、例えば、伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業といった事業の中で、全ての保護者に対してこども誰でも通園制度について周知
 - ・ 伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業等の中で要支援家庭等を把握した場合に、こども誰でも通園制度に繋げる
 - ・ 要支援家庭の支援を行っている部署から、こども誰でも通園制度の担当部署に対して、気になるこどもや家庭の申請状況や利用状況を確認 等

事業実施者における気になるこども・保護者を把握した場合のアプローチ

- 事業者において、気になるこどもや保護者を把握した場合には、保育所等と併設している事業所では保育所の園長や主任保育士に相談してみることや、子育て支援センターや地域子育て相談機関を併設している事業所ではそれらの機関と連携して保護者が心配事を話せる機会を設けてみるなど、組織的な連携の下、保護者との信頼関係を構築。
- 事業所や併設する保育所等のみでこどもや家庭を支援することが難しいと判断した場合には、速やかに市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関、保健所等へ情報共有を行い、必要な対応について相談を実施。

⑧ その他

令和7年度における広域利用の取扱い

- 広域利用については、令和7年度は、自治体間で協定が結ばれているなど調整が行われていることを前提に利用可能。

地域の実情に応じた実施

- 待機児童が生じている地域においては、保育の受け皿に与える影響を考慮したうえで、保育所等の定員外（一般型）での整備を中心に進めていくことが考えられる。
- 人口減少地域においても、地域内に対象となるこどもが存在する限り、こども誰でも通園制度を利用できる体制整備が必要。定員充足率が低下している地域においては、既存の保育所等を活用して、実施を積極的に進めていくことが考えられる。
- 必ずしも保育所を中心とした整備を進める必要はなく、それぞれの地域資源を活用した、地域の実情に応じた体制整備を進めることが大切。
- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、更なる保育人材の確保が必要。都道府県を中心として、保育士・保育所支援センター等を活用して域内の人材確保に努めることが重要。

Ⅲ その他の留意点等

個人情報の取り扱いについて

- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は事前に把握しておくことが重要。
- こうした個人情報の共有については、利用者の同意を得るにあたり、どの範囲で、いつまで共有されるのかということを確認した上で、利用者に誤解の無いように伝えることが必要。
- 個人情報は、利用の認定をした市町村において適切に管理を行うこと。他の自治体に情報提供する場合は、利用者から個人情報の提供の同意を得て行う必要。
- 総合支援システム上においては、プライバシーポリシーや利用規約に則り、記録や共有を行うこと。

他制度との関係

- こども誰でも通園制度と一時預かり事業については、主に、①目的・定義面の違い、②給付制度と事業といった制度的な建付けの違いがある。
 - ① 一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度はこどもの育ちを応援することが主な目的。
 - ② 一時預かり事業は「事業」である一方で、こども誰でも通園制度は令和8年度から「給付制度」として実施。
- こども誰でも通園制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、利用者によるその利用目的に応じて適切に使い分けを促すようにすることが重要であり、自治体はその点について十分理解したうえで、両制度について案内する必要。
 一方で、こども誰でも通園制度と一時預かり事業を併用するこどもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わることで、担当する保育者が変わることは望ましいことではなく、こどもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるように心掛ける必要。

職員の資質向上等

- 管理者は、その責務として、「制度及び事業の目的・意義を正しく理解すること」、「本事業実施における目標の設定を行ない、定期的に業務管理を行うこと」等の事項を行う必要。
- 保育士資格を有しない従事者については、こども誰でも通園制度に従事する前に、子育て支援員研修等を受講することで、必要な知識や技能等を習得する必要。保育士を含めた従事者が、制度の理解を踏まえた専門性が発揮できるよう、市町村・実施事業所は適切に研修等の機会を設ける必要。
- 職員のメンタルヘルスへの配慮として、保育者への定期的なヒアリングを実施する、特に経験の浅い保育者には管理職等がしっかりと伴走する、といった対策を講じることが重要。

こども誰でも通園制度紹介動画



保育士等の現状

中高生に向けた保育士の魅力向上プロジェクト

東大クイズ王・伊沢拓司率いるQuizKnockとこども家庭庁のコラボ動画が3月15日(金)に公開
本動画では、QuizKnockの伊沢拓司と須貝駿貴に対し、「保育士試験に10日間で合格する」という課題が与えられます。2人は実際の試験と同じく、「保育原理」や「保育の心理学」をはじめとする9科目の筆記試験と、「音楽」「造形」「言語」から選んだ実技試験2科目に挑戦。保育士は一般に100時間以上の勉強が必要とされる国家資格。撮影の合間や就寝前など、それぞれの空き時間を最大限に活用して勉強に励みます。

[ハローミライの保育士 | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp)



ハローミライの保育士



https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hello_mirai

保育士・保育の現場の魅力発信に関する取組について

【こども家庭庁の取組の様子】



令和6年8月7日・8日
「こども霞が関見学デー」
伊沢拓司氏・くまモンを迎えて、
保育士・保育の現場に関する
トークイベントを実施。



令和6年3月12日
「第1回 保育人材確保懇談会」
保育・幼児教育関係者間
で保育の魅力情報発信等
の取組について意見交換
と情報共有を行い、関係
者間の連携強化を図る。



白鳥久美子氏オフィシャルブログより



令和5年度2回開催
令和6年度1回開催
「保育雑誌編集者懇談会」
雑誌編集者との意見交換の場を
設けることで保育雑誌を媒介とし
た保育現場への広報の強化を図
る。



令和6年1月31日
「保育士・保育所支援センター全国連絡会」(第1回)
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、セ
ンターの機運醸成や更なる取組強化を図る。

保育士・保育の現場の魅力発信に関する取組について

【こども家庭庁の取組の様子】

令和6年11月29日
「第2回 保育人材確保懇談会」



こども家庭庁 YouTubeチャンネルからご覧いただけます
<https://www.youtube.com/watch?v=a-KVM-ujTx8>

(参考)コンテンツ等 リンク先一覧

コンテンツ名	リンク先
<p>こども家庭庁「ハローミライの保育士」</p>	<p>https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hello_mirai</p>
	<p>「ハローミライの保育士」コンテンツ例</p>
	<p>QuizKnock動画「【合格難易度S】東大卒は10日で保育士試験に合格できるのか【音楽の実技も】」</p> <p>動画： https://www.youtube.com/watch?v=AOnNA2FW_Os</p>
	<p>手品と音楽で学ぶ遊び方講座 (動画)</p> <p>動画： https://www.youtube.com/watch?v=Z0qkGKxLMVE</p>
	<p>バスに乗ってを楽しく遊ぶ講座 (動画)</p> <p>動画： https://www.youtube.com/watch?v=teAgeU0sKIo</p>
	<p>トライ!保育 (様々なあそびのご紹介)</p> <p>https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hello_mirai/try</p>
<p>保育士・保育所支援センター全国連絡会 (令和6年1月31日開催)</p>	<p>動画： https://www.youtube.com/watch?v=goueqqddvNms</p>
<p>保育人材確保懇談会 (第1回令和6年3月12日、第2回令和6年11月29日)</p>	<p>資料： https://www.cfa.go.jp/councils/hoikujinzai/</p>

1. 施策の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

(1) 保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。

- ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- イ 給食の配膳・あとかたづけ
- ウ 寝具の用意・あとかたづけ
- エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- オ 児童の園外活動時の見守り等
- カ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

(3) スポット支援員の配置

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。※（1）と合わせて補助する場合は、（1）の職員とは別に加配することを要件とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円

※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充（R5～）】

⇒ スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算額 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。
- 潜在保育士の再就職支援として、保育士資格を有する者を保育補助者として一定期間雇上げ、ブランクの長い保育士が再び現場に復帰できるよう必要な支援を行う。

2. 施策の内容

- 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【概要】

- ・ 保育士資格を有しない保育補助者（従来型）
保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。
※事業者は保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。
- ・ 保育士資格を有する保育補助者（拡充）
現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。
※補助対象となるのは1年間を限度

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額 2,338千円 又は 年額 3,117千円（※）

定員121人以上の施設：年額 4,676千円 又は 年額 6,234千円（※）

（※）保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者、保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3／4、都道府県：1／8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算額 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助する。

2. 施策の内容

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供のほか、保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う。
- 人材バンク機能等の活用
 - ・ 保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【事業実績】

- 全国で72か所設置（内訳：都道府県46か所、指定都市・中核市26か所。令和5年6月時点）
- 保育士・保育所支援センターの紹介による就職件数 4,467件（令和4年度）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費：7,500千円 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円 復職前研修実施経費：477千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

離職した保育士等に対する再就職支援：6,372千円 保育士登録簿を活用した就職促進：3,588千円 マッチングシステム導入費：7,000千円

保育士キャリアアドバイザー雇上費：200千円（月額）

全国の保育士・保育所支援センター (令和5年6月現在)

こども家庭庁

NO	都道府県名	実施団体		NO	都道府県名	実施団体	
1	北海道	北海道	保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課	37	堺市	堺市	子育て支援部幼保運営課
2	札幌市	札幌市	札幌市保育人材支援センターさぼ笑み	38	高槻市	高槻市	子ども未来部保育幼稚園総務課
3	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	青森県保育士・保育所支援センター	39	豊中市	豊中市	子ども未来部こども事業課
4	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	福祉人材研修部	40	枚方市	枚方市	子ども未来部子育て支援室私立保育幼稚園課
5	宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会	宮城県保育士・保育所支援センター	41	吹田市	吹田市	吹田市保育士・保育所支援センター
6	秋田市	秋田市	子ども未来部子ども育成課	42	兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会	兵庫県保育士・保育所支援センター
7	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	山形県福祉人材センター (コーディネーター窓口)	43	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	神戸市保育士・保育所支援センター
8	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	福島県保育士・保育所支援センター (県社協 人材研修課内)	44	姫路市	姫路市	姫路市保育士・保育所支援センター
9	郡山市	郡山市	郡山市保育士・保育所支援センター (こども部保育課内)	45	西宮市	一般社団法人 西宮市私立保育協会	西宮市保育士就職支援センター
10	茨城県	一般社団法人 いばらき保育サポートセンター	いばらき保育人材バンク	46	尼崎市	尼崎市	尼崎市保育士・保育所支援センター
11	栃木県 (宇都宮市)	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	とちぎ保育士・保育所支援センター (福祉人材・研修センター内)	47	明石市	明石市	明石市保育士総合サポートセンター
12	群馬県	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	ぐんま保育士就職支援センター	48	奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	福祉人材センター
13	前橋市	前橋市	福祉部 こども施設課	49	和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会	和歌山県福祉人材センター
14	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	福祉人材センター	50	鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	鳥取県保育士・保育所支援センター
15	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	ちば保育士・保育所支援センター	51	島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	島根県福祉人材センター
16	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	東京都保育人材・保育所支援センター	52	岡山県	岡山県	岡山県保育士・保育所支援センター
17	神奈川県 (横浜市・川崎市 横須賀市・相模原市)	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	かながわ保育士・保育所支援センター (かながわ福祉人材センター内)	53	岡山市	岡山市	岡山市保育士・保育所支援センター
18	相模原市	パーソルテンプスタッフ 株式会社	相模原市総合就職支援センター	54	倉敷市	倉敷市	倉敷市保育士・保育所支援センター
19	新潟県	新潟県保育連盟	新潟県保育サポートセンター	55	広島県	広島県	広島県保育士人材バンク (安心保育推進課内)
20	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	施設団体支援課	56	山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	山口県福祉人材センター
21	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	57	徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会	徳島県福祉人材センター アイネット
22	福井県	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	福井県保育人材センター	58	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	福祉人材センター (香川県保育士人材バンク)
23	山梨県	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	やまなし保育士・保育所支援センター	59	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	愛媛県保育士・保育所支援センター
24	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	長野県保育士人材バンク	60	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	高知県福祉人材センター
25	岐阜県	岐阜県	岐阜県保育士・保育所支援センター	61	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会	福岡県保育士・保育所支援センター
26	静岡県 (静岡市)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	社会福祉人材センター	62	北九州市	北九州市	子ども家庭局子ども家庭部保育課
27	愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会	愛知県保育士・保育所支援センター	63	福岡市	福岡市	福岡市保育士・保育所支援センター
28	名古屋市	公益社団法人 名古屋民間保育園連盟		64	久留米市	久留米市	保育士・保育所支援センター
29	豊橋市	豊橋市	子ども未来部保育課	65	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	総務人材部福祉人材課
30	岡崎市	岡崎市	岡崎市保育士・保育所支援センター	66	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会	長崎県保育士・保育所支援センター
31	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	三重県保育士・保育所支援センター	67	熊本県 (熊本市)	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	熊本県福祉人材・研修センター
32	滋賀県 (大津市)	一般社団法人 滋賀県保育協議会	滋賀県保育士・保育所支援センター	68	大分県	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	大分県保育士・保育所支援センター
33	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	京都府保育人材マッチング支援センター	69	宮崎県	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	宮崎県保育士支援センター
34	京都市	公益社団法人 京都市保育園連盟	京都市保育人材サポートセンター	70	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県保育士人材バンクWEBサイト
35	大阪市	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	大阪府保育士・保育所支援センター	71	鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会	鹿児島市保育士・保育所支援センター
36	大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育園連盟	大阪市保育士・保育所等支援センター	72	沖縄県	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター	沖縄県保育士・保育所総合支援センター

※46都道府県(秋田県においては、秋田市で実施)72か所が実施。うち32自治体で社会福祉協議会が実施。
 ※栃木県、神奈川県、静岡県、滋賀県、熊本県は管内の指定都市、中核市と合同で設置しているため、合わせて1件としている。

事務連絡
令和5年5月12日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く
国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について

保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、認定こども園（全類型。以下同じ。）、幼稚園及び特別支援学校幼稚部における虐待等への対応については、「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について」（令和4年12月27日付け事務連絡）に基づき、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における実態や、各自治体等（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国立大学法人をいう。以下同じ。）における不適切な保育への対応の実態を把握するための実態調査を実施したところです。昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策については、「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日付け成保44・5文科初第420号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）によりお示ししました。今般、当該対策のうち、「虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化」に関し、保育現場の負担軽減に資するよう、下記のとおり、運用上で見直しや工夫が考えられる事項について整理するとともに、日々の保育実践における保育士等の不安等にも寄り添えるような支援の取組を拡げていく観点から、巡回支援事業の更なる活用等に向けた留意点を整理しました。つきましては、本事務連絡の内容を十分御了知の上、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所、地域型保育事業所及び認可外保育施設に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の幼稚園及び幼稚部を設置する特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立幼稚園等に対して、附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く国立大学法人担当課におかれてはその設置する幼稚園等に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管・所轄の認定こども園に対して、遺漏なく周知いただくようお願いします。

1. 保育士等の負担軽減に資する、運用上で見直しや工夫が考えられる事項について保育士等の負担軽減に資する取組のうち、財政負担を伴わず、運用の見直しや工夫により比較的迅速に改善が考えられる事項としては、以下の内容等が考えられることから、園の運営や園に対する助言・指導にあたって参考にされたい。

①指導計画の作成

○ 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、それらの解説においては、①年・数か月単位の期・月などの長期的な指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日等の短期的な指導計画の2種類の計画を作成するよう示しているところ。

○ これらの指導計画について、例えば、長期的な指導計画については年単位と期単位等のものを、短期的な指導計画については月単位、週単位及び日単位等のものをすべて個別に作成しなければならないと解釈しているケースが見受けられるが、期間の範囲は例示であり、あくまで①長期と②短期の2種類の指導計画の作成を求めるものである。そのため、長期と短期の指導計画を作成するに当たっての期間の範囲については、各園の実情に応じ、こどもの実態等を踏まえて創意工夫を図りながら作成いただくものである旨留意いただきたい。

○ また、各自治体等においても、保育所等への指導等を行うに際し、この点について留意いただきたい。

②園児の記録に関する書類等の見直し

○ 保育現場においては、種類の異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とする等、各園の実情に応じた見直しを行っていただきたい。なお、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示しているので参考にされたい。

○ また、記録の管理等の効率化にあたっては、ICT機器の活用も有効であるので、「保育所等におけるICT化推進等事業」の積極的な活用も検討されたい。

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン



調査の結果、

- ・「不適切な保育」の捉え方や
- ・保育所、自治体における取組・対応にばらつきが見られた。



調査結果を踏まえ、

- ・「不適切な保育」の考え方を明確化
- ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、各自治体に求められる事項等を整理

「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート

【「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図】

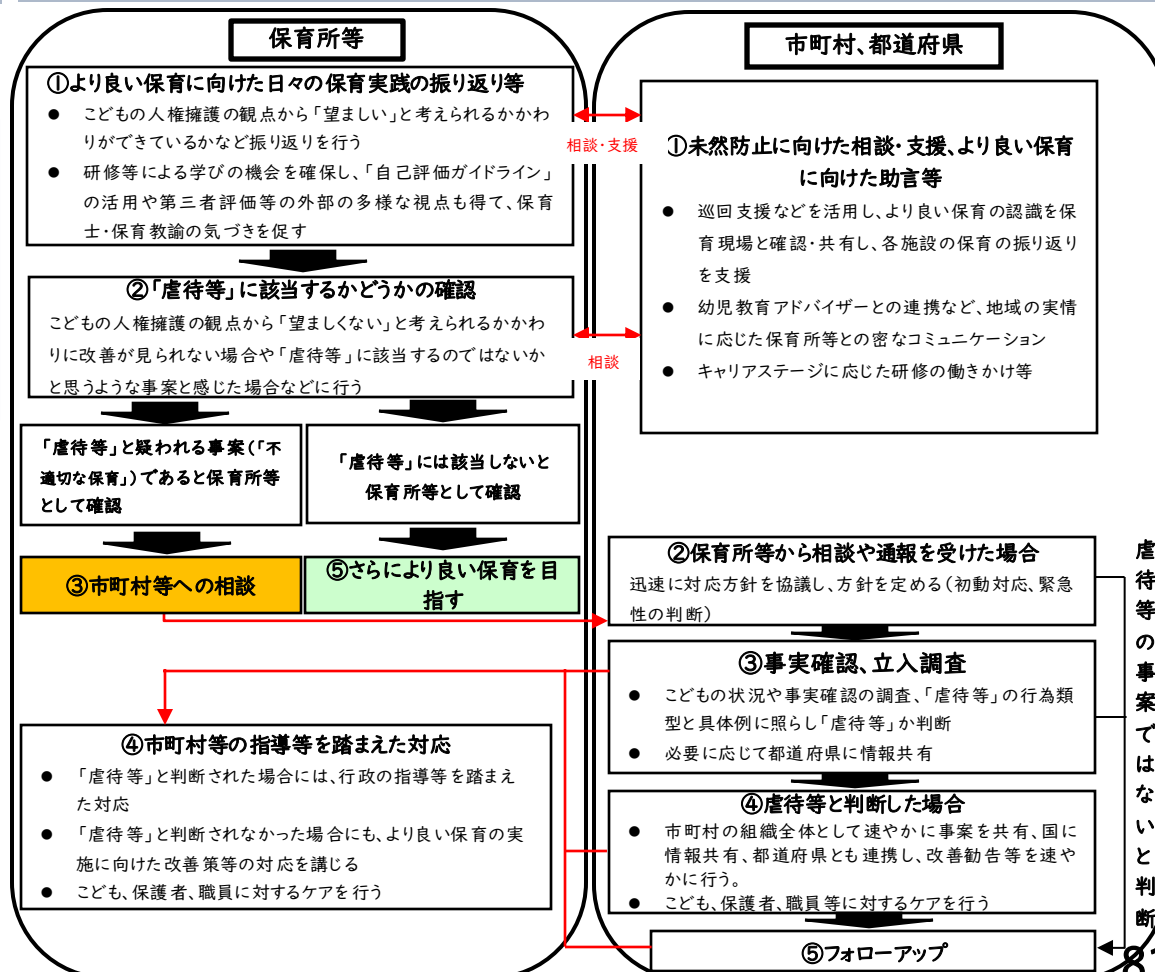
こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

- 虐待等**
- 身体的虐待 ● 性的虐待
 - ネグレクト ● 心理的虐待
- その他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 ※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー(①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり)とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、不適切な保育」の位置づけを見直した。



虐待等の事案ではないと判断

保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

- **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知**を図る。

項目	周知内容
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。 <p>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</p>
児童の記録に関する書類等の見直し	<ul style="list-style-type: none">・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれていることがあることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</p>
働き方の見直し、業務内容の改善	<ul style="list-style-type: none">・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。・行事については、こどもの日常の生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</p>

- あわせて、保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、**巡回支援事業の活用とともに、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」**により配置されている**幼児教育アドバイザーとの積極的な連携**を図るよう周知を図る。

※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。

※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

保育士の業務負担・ICT化に向けた取り組み

「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン
(令和3年3月作成)」



「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集
(令和4年3月作成)」



「保育所等におけるはじめてのICT活用ハンドブック
(令和5年3月作成)」



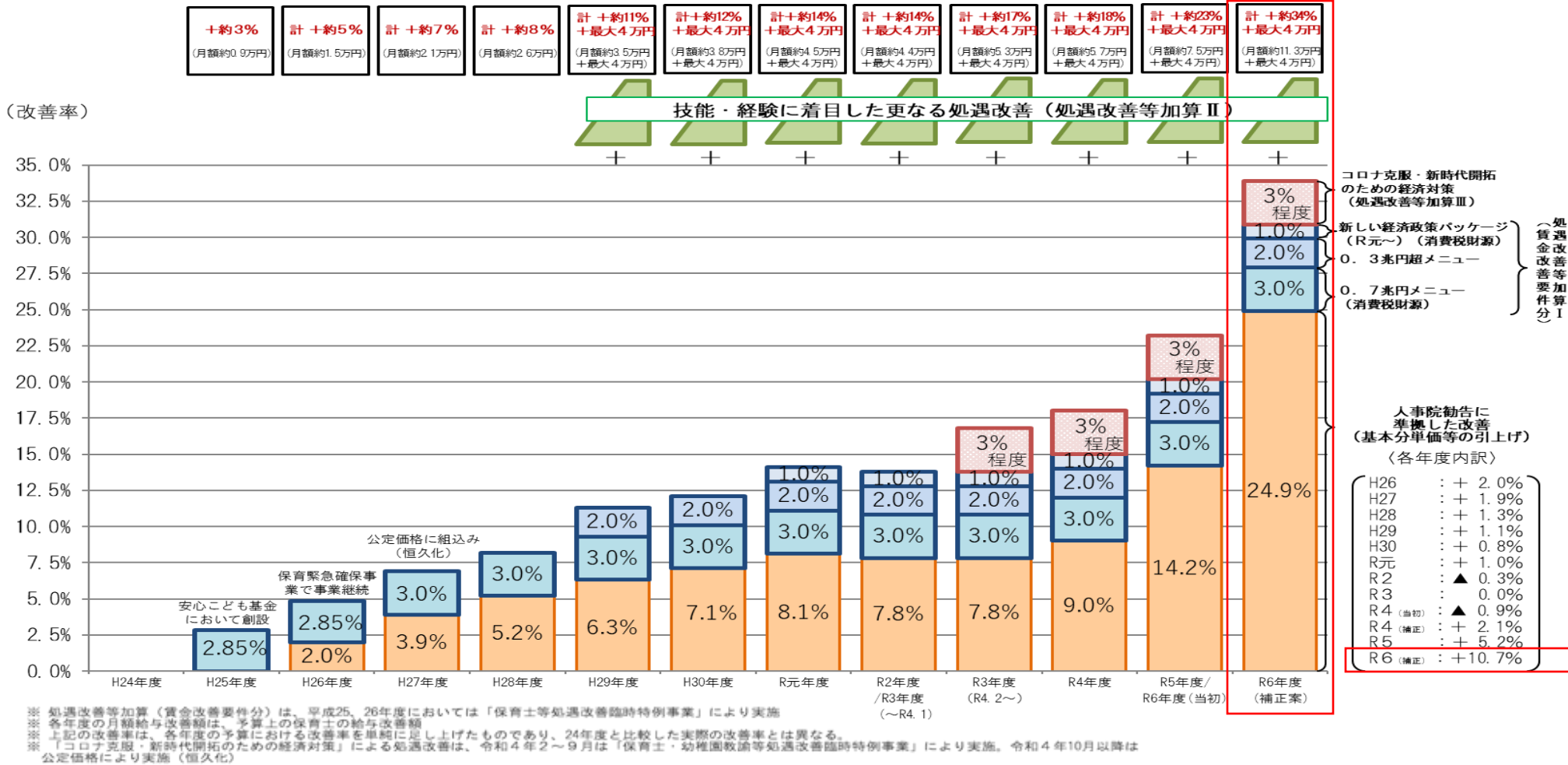
保育士等の処遇改善

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。



○令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【経済対策】

○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化を検討

○経営情報の見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を法定化【令和7年4月施行】

技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組み

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

園長
<平均勤続年数24年>
主任保育士
<平均勤続年数21年>

キャリアアップ研修の創設 (H29)

【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職 新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ★ ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ★ ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- ★ イ 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

保育士等 <平均勤続年数8年>

★令和4年度までは研修修了要件を適用しない。

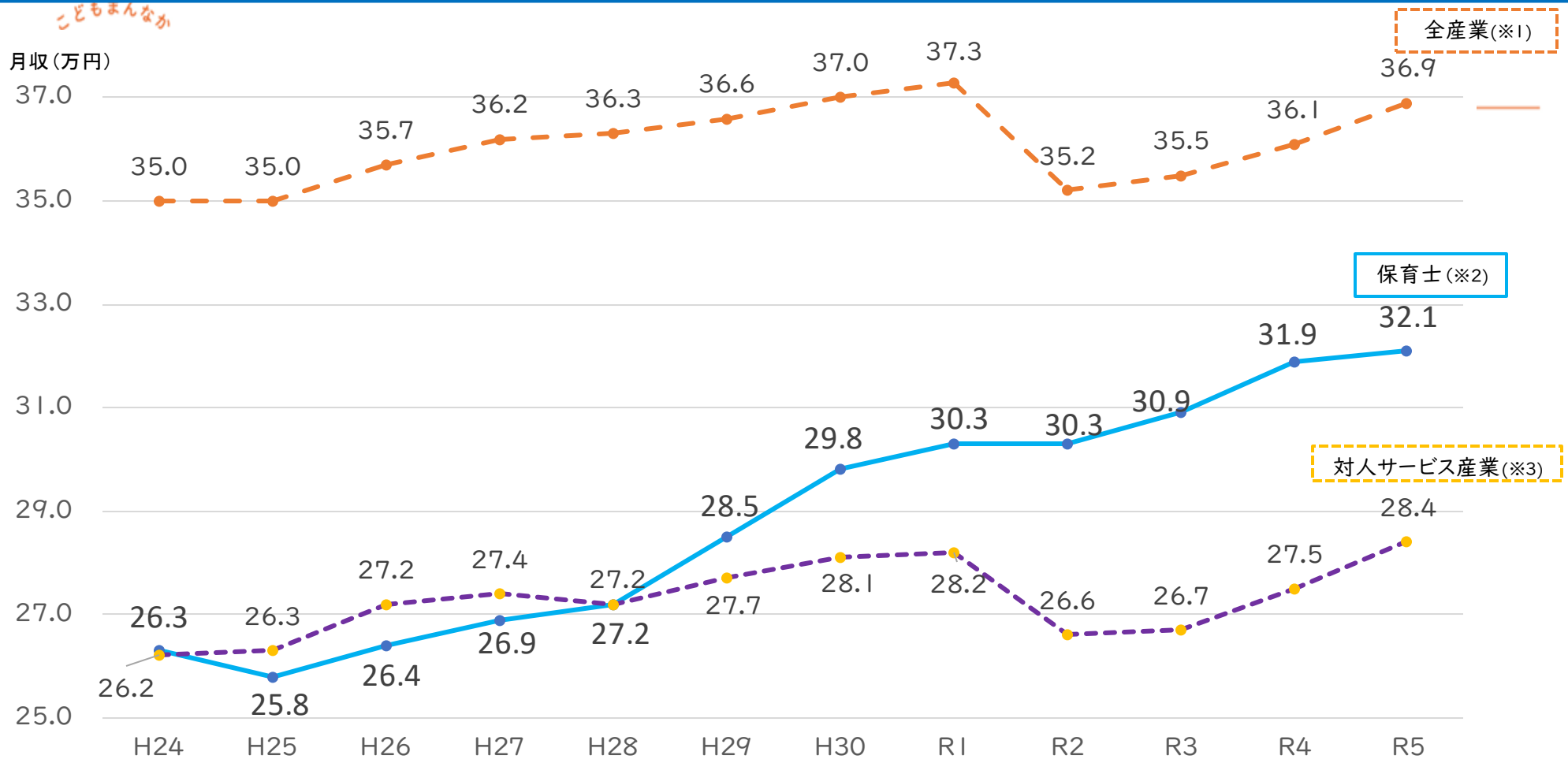
★副主任保育士等は令和5年度、職務分野別リーダーは令和6年度から適用。

★副主任保育士等に求める研修終了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。

職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分(園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5)を支給
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分(月額5千円~4万円未満)
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する(月額5千円~副主任保育士等の最低額)
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可(令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内)

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和5年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。

※1 「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

※2 「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。

※3 「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

（注1）いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」と「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞與其他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞與其他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

（注2）3%程度（月額9千円）の処遇改善は、令和4年2月から実施しており、令和4年の保育士の賃金に影響している。

令和3年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率▲0.9%は、令和4年4月に適用していたが、補助事業においてその減額分に対応する金額の上乗せ補助を実施していた。

令和4年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率2.1%は、令和5年2月に適用しており、令和4年の保育士の賃金には影響していない。

令和5年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率5.2%は、令和5年12月に適用しており、令和5年の保育士の賃金には影響していない。

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

(令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書・概要)

目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の**施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築を進め、処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善**を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する**国民の正確な理解の促進**、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた**的確な支援策の検討**、経営情報の分析を踏まえた**幼児教育・保育政策の企画・立案等**の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進**、また、研究者による**学術研究や政策提言の活性化等**、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

報告・届出を求める情報

- **全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報（収益・費用）**について報告・届出を求める。
- このうち、**人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の状況等**については、**その詳細を把握できる情報も含む**。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「**経営実態調査**」における**調査項目を基礎**としつつ、「**政策検討への活用性の向上**」と「**施設・事業者への業務負担**」の双方に配慮し決定する。
- **それぞれの経営主体で採用されている会計基準に応じた様式**を設け、また、それぞれの**会計年度に応じた報告・届出期間を設定**する。

公表の方法

- **詳細な経営情報**については、**個別の施設・事業者単位での公表は行わない**。施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの**属性に応じたグルーピングによって集計・分析した結果を公表**する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、**施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表**する。

幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで
幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)

現
行

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、
幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。

特例措置※

※令和6年度末まで
認定こども園法一部改正法
施行から10年間

- (1) 幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の
免許状・資格のみで保育教諭等となることができる。
- (2) 免許状・資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験
を有する者は、一定の単位を修得すること等で、
もう一方の免許状・資格を取得できる。

支障

施行日:

- ①公布の日 ※特例措置(1)(2)を5年間延長
- ②令和7年4月1日 ※特例措置(1)の対象から主幹
保育教諭・指導保育教諭を除く

○特例措置の期限が到来し、幼保連携型認定こども園
で保育教諭等の確保が困難になるおそれ。

併有する保育教諭等の割合は近年着実に
改善しているが、一方で、施設数の増加に伴い、
いずれか一方のみを有する職員数自体は
令和4年4月1日時点で1万2千人程度。
(幼保連携型認定こども園の保育教諭等の8%)

見
直
し
後

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格
のみで主幹保育教諭・指導保育教諭と
なることのできる特例の延長は2年間と
する。

※併有に向けた制度の周知、各施設にお
ける人事計画の策定、併有状況の公表
などを通じ、特例期間内に併有が促進
されるよう取り組む。



効果

○当面の保育の受け皿・
保育人材の確保が図られる



○特例期間内に保育教諭等に必要
な資格の取得について各施設、自治体
で計画的な取り組みが可能に

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。



1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化

等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX

等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

・ 待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少 【待機児童数 H29：26,081人→R6：2,567人】

・ 過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下 【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】

→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換

・ 全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※ 「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等
- 新規資格取得と就労の促進
- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等
- 離職者の再就職・職場復帰の促進
- ・保育士・保育所支援への機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める **【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

主な施策

具体的な取組

(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保

①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
○地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。
・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の高上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※
・待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助
・待機児童対策協議会を活用した支援 等

②人口減少地域における保育機能の確保・強化
○地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。
・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の高上げ）※
・人口減少に対応した公定価格 ※
・地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 ※
・必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等

③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）

(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

○保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。
・4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進
・1歳児の職員配置の改善 ※
・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保

○保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。
【保育の質の確保・向上】
・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ※
・巡回支援の推進 ※
・保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進
・保育士等の養成や研修の充実 ※
・第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 ※ 等
【安全性の確保】
・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等）
・性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※
・事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等）
・保育所等における防災機能・対策の強化 ※ 等

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

主な施策	具体的な取組
(1) こども誰でも通園制度の推進	<p>○「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和8年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等 ・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 ※ ・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進 ・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応 ・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及 ・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 ※ 等
(2) 多様なニーズに対応した保育の充実	<p>○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進 ・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進 ・医療的ケア児の受入れや保育の充実 ※ ・異なる文化的背景を持つこどもへの支援 ・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実 ※ 等
(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	<p>○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。</p> <p>【家族支援や地域のこども・子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進 ・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進 ・要支援児童への対応強化 ・こどもの居場所づくりの推進 ※ 等 <p>【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成 ※ ・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進 等

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

主な施策	具体的な取組
(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	<p>○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間給与動向等を踏まえた処遇改善 ※ ・処遇改善等加算の一本化と活用促進 ※ ・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進 ※ 等
(2) 保育人材の確保のための総合的な対策	<p>①働きやすい職場環境づくり</p> <p>○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実 ※ ・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実 ※ ・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進 ・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲） 等 <p>②新規資格取得と就労の促進</p> <p>○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進 ※ ・保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援 ・地域限定保育士制度の一般制度化の検討 ・保育士養成課程の充実 ・保育士の登録に係るオンライン手続き化 等 <p>③離職者の再就職・職場復帰の促進</p> <p>○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・保育所支援センターの機能強化 ※ ・再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等） ・潜在保育士の段階的な職場復帰支援 ・求人・求職の適切な環境の整備 等
(3) 保育の現場・職業の魅力発信	<p>○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信 ・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等） ・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援 等
(4) 保育DXの推進による業務改善	<p>○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進 ※ ・給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）※ ・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化）※ ・保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施）※ ・こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲） 等

1歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う

令和7年度予算案等における対応

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算案109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

その他 参考資料

令和5年教育・保育施設等における事故報告集計〔令和6年8月2日公表〕

教育・保育施設等(※)において発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間内に第1報があったものを集計した。

※ 以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型) ・幼稚園 ・認可保育所 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事 ・事業所内保育事業(認可)
- ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設) ・認可外の居宅訪問型保育事業

	負傷等					死亡	計
	内訳						
	(意識不明)	(骨折)	(火傷)	(その他)			
認定こども園・幼稚園・認可保育所等(※)	2,115	(23)	(1,638)	(3)	(451)	6	2,121
	(+224)	(+4)	(+193)	(▲3)	(+30)	(+1)	(+225)
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	648	(1)	(551)	(0)	(96)	3	651
	(+83)	(+1)	(+99)	(0)	(▲17)	(+3)	(+86)
計	2,763	(24)	(2,189)	(3)	(547)	9	2,772
	(+307)	(+5)	(+282)	(▲3)	(+13)	(+4)	(+311)
割合	99.7%	(負傷等の0.9%)	(負傷等の79.2%)	(負傷等の0.1%)	(負傷等の19.8%)	0.3%	100%
	(▲0.1)	(+0.1)	(+2.0)	(▲0.1)	(▲1.9)	(+0.1)	-

・ 各欄下段は、対前年比の増減数

※ 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)以外の施設・事業

◆幼保連携型認定こども園教育・保育要領 及び その解説◆

(主な関係箇所: 第3章第1節、第4節2)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/kodomoen/kokuji/>



◆「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育◆

(主な関係箇所: 第3章第6節)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/a_fieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

◆学校の危機管理マニュアル作成の手引◆

(主な関係箇所: 第3章3-9、第3章3-10)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm



◆こどものバス送迎・安全徹底プラン(バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策)ほか◆

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

◆特定教育・保育施設等における事故情報データベース◆

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>



子どもまんなか
子ども家庭庁

ホーム > 政策 > こどもの安全

こどもの安全

全てのこどもが健やかに成長できる安全・安心な環境を提供していくことは、こども政策の基本であり、教育・保育施設や家庭のほか、インターネット空間において、さまざまな角度からこどもの安全を守るための対策を推進していきます。

概要

こどもの安全を守るための対策として、事故からこどもを守り、犯罪に巻き込まれないようにするための対策や、こどもの登下校時の安全についてなど、関係する府省庁や団体とも連携しながら、包括的な対策を推進していきます。

こどもの不慮の事故を防ぐために

我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなっています。こうした事故を可能な限り防止するために、関係府省庁と連携し、「こどもを事故から守る」プロジェクト」を推進していきます。こどもの事故防止に関する注意ポイントなど様々な情報を発信していますので、どうぞご活用ください。

[こどもを事故から守る！事故防止ポータルサイト](#)

教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組

各自治体や施設・事業者において事故防止のために必要な対策が講じられるよう、ガイドラインの周知や各種注意喚起のほか、自治体から国に報告があった重大事故情報の集約・データ共有会議における再発防止策の検討、重大事故防止対策に係る調査研究事業などの取組を進めます。

ホーム > 政策 > こどもの不慮の事故を防ぐために

こどもの不慮の事故を防ぐために

我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなっています。

こうした事故を可能な限り防止するために、こども家庭庁は関係府省庁と連携し、「こどもを事故から守る」プロジェクト」を推進しています。こどもの事故防止に関する注意ポイントなど様々な情報を発信していますので、どうぞご活用ください。

関係府省庁連絡会議

「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を開催しています。

こどもの事故防止週間

「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の取組として、「こどもの事故防止週間」を支援しています。

- ・令和23年度
- ・令和22年度
- ・令和21年度
- ・令和20年度
- ・令和19年度
- ・平成29年度
- ・平成28年度

こどもの事故防止ハンドブック

0歳から6歳までのこどもに、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法をこどもの事故防止ハンドブックとしてまとめました。

事故情報

行政機関がまとめ、公表している事故件数や事例などの事故情報を確認できます。

事故防止の取組事例

関係府省庁や地方公共団体、医療機関等の団体による、こどもの事故防止の調査や取組を紹介しています。

もしものために

もし事故が起きてしまったときの必要手当方法、困ったときの相談窓口を紹介しています。



「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

第Ⅰ部:基本編

1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

○ 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応(「エピペン[®]」使用)等

- (1) アレルギー疾患とは
- (2) 保育所における基本的なアレルギー対応
 - ア) 基本原則
 - イ) 生活管理指導表の活用
 - ウ) 主な疾患の特徴と保育所の対応の基本
- (3) 緊急時の対応
(アナフィラキシーが起こったとき(「エピペン[®]」使用))

2. アレルギー疾患対策の実施体制

○ 記録の重要性(事故防止の取組)、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有等

- (1) 保育所における各職員の役割
 - ア) 施設長(管理者)
 - イ) 保育士
 - ウ) 調理担当者
 - エ) 看護師
 - オ) 栄養士
- (2) 関係者の役割と関係機関との連携
 - ア) 医療関係者の役割
 - イ) 行政の役割と関係機関との連携

3. 食物アレルギーへの対応

○ 原因食品の完全除去による対応(安全を最優先)、誤食の発生要因と対応、食育活動と誤食との関係等

- (1) 保育所における食事提供の原則(除去食の考え方等)
 - ・組織的対応、完全除去、安全配慮
- (2) 誤食の防止
 - ・誤食の発生要因と対応
 - ・食育活動と誤食との関係

第Ⅱ部:実践編(生活管理指導表に基づく対応の解説)

※生活管理指導表:保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な「コミュニケーションツール」

- 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要(特徴、原因、症状、治療)を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。
- (1) 食物アレルギー・アナフィラキシー (2) 気管支ぜん息 (3) アトピー性皮膚炎 (4) アレルギー性結膜炎 (5) アレルギー性鼻炎

参考様式

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載)
緊急時個別対応票(アナフィラキシー発症等、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録)
除去解除申請書(食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類)

参考情報

アレルギー疾患対策に資する公表情報(関連する公表情報のURL)

関係法令等

保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針等

－園児が心を寄せる環境の構成－

概要

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本となる「**環境を通して行う教育及び保育**」の**基本的な考えや方法などについて解説**するとともに、**実践事例を示す**など、各園における**保育教諭等の園児への指導の参考**とするもの。【内閣府、文部科学省、厚労労働省】

➢ 認定こども園全ての類型を対象とするほか、幼稚園、保育所においても参考になるもの。



構成

【第1章】「環境を通して行う教育及び保育」の基本的な考え方

1. 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
2. 「環境の構成」の意義
3. 園児の理解に基づいた評価と小学校教育との接続

➢ 「環境の構成の意義」や「計画的な環境の構成」、「幼保連携型認定こども園における教育及び保育において育みたい資質・能力」など、「環境を通して行う教育及び保育」の基本的な考え方や小学校教育との接続など



【第3章】園児の理解に基づいた「環境を通して行う教育及び保育」の実践事例（13事例）

➢ 園児の体験を豊かにする魅力のある環境の構成、多様な園児が過ごすことに配慮した環境の構成、など13の実践事例を紹介

【第2章】園児の理解に基づいて環境を構成するための具体的な考え方とポイント

1. 環境を構成するための具体的な考え方
2. 園児の理解を基に環境を構成していく際のポイント
3. 多様な園児が過ごすことに配慮した環境の構成

➢ 「園児の理解－指導計画の作成－環境の構成－活動の展開－評価」の循環の中で行われる教育及び保育において、その過程の中で大切にしたいポイントや具体的な手立てなど

➢ 指導計画を基に環境を構成していく際の考え方、保育教諭等が意図をもって環境を構成していくことの大切さや環境の再構成、教材研究などについて具体的に説明するなど、園児の理解に基づいて環境を構成していくための具体的な考え方やポイントなど



※本資料は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の3つの要領・指針の共通の内容である、満3歳児から5歳児を対象に作成したもの。

☞ 認定こども園等における園児への指導に関して

- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月改訂）【内閣府、文科省、厚労省】
- 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育及び保育の質の向上に向けた実践事例集」（令和2年4月）【内閣府】



こども家庭庁の政策は こちらをご覧ください



こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁